

埼玉県指定出資法人のあり方に関する報告書

令和7年3月

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会

目 次

はじめに

1	検討の対象とする法人	1
2	検討の経過	2
3	検討の考え方	2
(1)	事業のあり方検討	3
(2)	組織のあり方検討	6
4	検討結果一覧	7
5	各法人の検討結果	
(1)	(株) 秩父開発機構	10
(2)	埼玉新都市交通 (株)	12
(3)	埼玉高速鉄道 (株)	12
(4)	(公財) いきいき埼玉	13
(5)	(公財) 埼玉県芸術文化振興財団	16
(6)	(公財) 埼玉県国際交流協会	17
(7)	(公財) 埼玉県消防協会	19
(8)	(公財) さいたま緑のトラスト協会	21
(9)	(福) 埼玉県社会福祉事業団	23
(10)	(公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター	26
(11)	(公財) 埼玉県産業文化センター	27

(12) (公財) 埼玉県産業振興公社	29
(13) (公社) 埼玉県農林公社	32
(14) 埼玉県道路公社	35
(15) 埼玉県土地開発公社	36
(16) (一財) 埼玉県河川公社	37
(17) (株) さいたまアリーナ	39
(18) (公財) 埼玉県公園緑地協会	40
(19) 埼玉県住宅供給公社	44
(20) (株) さいたまリバーフロンティア	45
(21) (公財) 埼玉県下水道公社	47
(22) (公財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	49
(23) (公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	50

6 今後の取組について	52
-------------	----

【参考資料】 別添1 埼玉県指定出資法人あり方検討委員会設置要綱	53
別添2 指定出資法人が実施する事業一覧	55
別添3 埼玉県による指定出資法人の組織形態の課題等に関する点検結果一覧	63

はじめに

埼玉県指定出資法人は、これまで県の業務の補完的・代替的機能を果たし、県の施策・事業の一翼を担ってきた。他方、指定出資法人には設立から数十年が経過している法人もあり、社会経済情勢の変化により、それぞれの法人に期待される役割は設立当時のものとは大きく変化している。

本委員会は、このような状況の下、指定出資法人の実情は適切であるかについて検討を行うべく、令和6年7月24日に設置され、全5回の委員会を開催するとともに、指定出資法人及び埼玉県へのヒアリングを実施した。

検討に当たっては、それぞれの法人が実施する事業、あるいは組織形態が現在の社会経済情勢において適切かどうかについて、指定出資法人が事業実施機能を最大限発揮するためにはどうあるべきかという観点から検討を行った。

今回、以上の検討の結果をとりまとめて報告するが、この報告が今後の指定出資法人改革に資することを期待する。

令和7年3月25日

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会

委員長 藤田 由紀子

委員 伊藤 伸

委員 伊藤 麻美

委員 鎌田 竜彦

委員 栗田 美和子

委員 穴戸 信敏

委員 中澤 和美

委員 林 直樹

委員 松川 晃代

1 検討の対象とする法人

本委員会における検討の対象とする法人は、埼玉県が「出資法人の指導監督等に関する要綱」の規定に基づき「指定出資法人※」として定める下記の23法人とする。

1 (株) 秩父開発機構	13 (公社) 埼玉県農林公社
2 埼玉新都市交通 (株)	14 埼玉県道路公社
3 埼玉高速鉄道 (株)	15 埼玉県土地開発公社
4 (公財) いきいき埼玉	16 (一財) 埼玉県河川公社
5 (公財) 埼玉県芸術文化振興財団	17 (株) さいたまアリーナ
6 (公財) 埼玉県国際交流協会	18 (公財) 埼玉県公園緑地協会
7 (公財) 埼玉県消防協会	19 埼玉県住宅供給公社
8 (公財) さいたま緑のトラスト協会	20 (株) さいたまリバーフロンティア
9 (福) 埼玉県社会福祉事業団	21 (公財) 埼玉県下水道公社
10 (公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター	22 (公財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
11 (公財) 埼玉県産業文化センター	23 (公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
12 (公財) 埼玉県産業振興公社	

※指定出資法人

埼玉県の出資及び出捐に係る法人のうち、次のいずれかに該当し、特に指導又は関与を行う必要があるとされる法人。

- ① 当該出資法人の基本財産等に占める県の出資金又は出捐金の割合が2分の1以上である法人
- ② 当該出資法人の基本財産等に占める県の出資金又は出捐金の割合が4分の1以上2分の1未満である法人で、次に掲げる基準のいずれかに該当する法人以外の法人
 - ア 県の継続的な財政支出及び人的支援が僅少である法人
 - イ 他団体による関与が強く、県が指導又は関与する範囲が狭い法人

2 検討の経過

開催回	年月日	内容
第1回	令和6年8月20日	あり方検討委員会の対象とする事業・組織について
事前ヒアリング	令和6年10月1日	対象事業及び対象法人の組織に関するヒアリング ((株) 秩父開発機構、(公財) いきいき埼玉、(公財) 埼玉県国際交流協会、(公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター、 (公財) 埼玉県公園緑地協会、(公財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団、(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター)
	令和6年10月2日	対象事業及び対象法人の組織に関するヒアリング ((公財) 埼玉県消防協会、(公財) さいたま緑のトラスト協会、(福) 埼玉県社会福祉事業団、(公社) 埼玉県農林公社、 (一財) 埼玉県河川公社、(株) さいたまアリーナ、埼玉県住宅供給公社)
	令和6年10月3日	対象事業及び対象法人の組織に関するヒアリング ((公財) 埼玉県芸術文化振興財団、(公財) 埼玉県産業文化センター、(公財) 埼玉県産業振興公社、埼玉県道路公社、 埼玉県土地開発公社、(株) さいたまリバーフロンティア、(公財) 埼玉県下水道公社)
第2回	令和6年11月5日	対象事業のあり方について
第3回	令和6年11月15日	対象法人の組織のあり方について
第4回	令和7年2月6日	報告の取りまとめ(概要案・原案)
第5回	令和7年3月25日	報告の取りまとめ(最終案)

3 検討の考え方

埼玉県では、約20年前の平成16年に、指定出資法人のあり方について外部有識者による見直しが行われた。平成16年当時と現在とを比較すると、今はデジタルの活用が前提の社会であり、DXの進展によって業務、あるいはビジネスモデルを変革させ、その価値を高める取組があらゆる組織で行われるなど、社会経済情勢は大きく変化している。指定出資法人には設立から数十年が経過している法人もあり、それぞれの法人が実施する事業、あるいは組織形態が現在の社会経済情勢において適切かどうかについて、検証を行う必要がある。

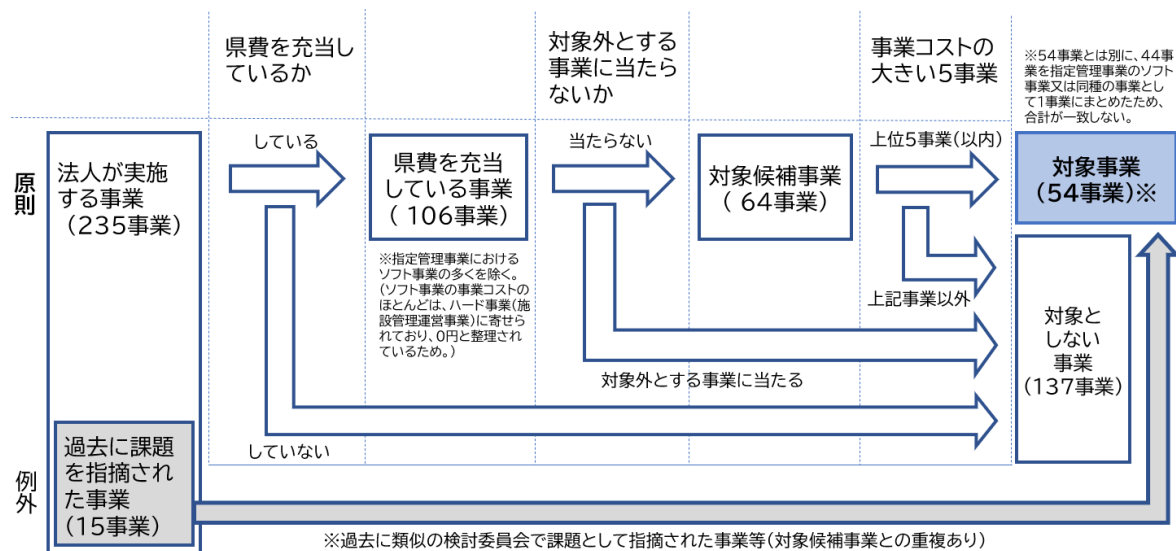
以上を踏まえ、本委員会では、本委員会の設置に先立ち埼玉県により実施された「事業点検シート(県指定出資法人所管課及び指定出資法人等が、指定出資法人が実施する全ての事業について点検を行ったもの)」及び「組織点検シート(県指定出資法人所管課が、指定出資法人の組織形態の課題等について点検を行ったもの)」における点検結果を活用し、事業のあり方、組織のあり方について、県の施策・事業の一翼を担う指定出資法人が事業実施機能を最大限発揮するためにはどうあるべきかという観点から検討を行うこととした。

(1) 事業のあり方検討

① 対象事業の選定

指定出資法人の核となる主要事業に議論を集中させるため、指定出資法人が実施する 235 の事業から、下記の選定基準に基づき、54 の対象事業を選定した。

●対象事業選定フロー



<選定基準>

ア 原則として、埼玉県からの委託事業や補助事業、指定管理事業など県費を支出している事業を対象候補事業とする。ただし、次に該当する事業は除く。

- ・ 事業費（決算額）が 500 万円未満の小規模な事業
- ・ 令和 5 年度新規事業又は終期が令和 6 年度とされている事業
- ・ 指定出資法人の内部管理に関する事業
- ・ 法令等により実施方法が具体的に規定されている事業

イ アのうち、原則として各指定出資法人において、事業費が大きい5事業（以内）を対象事業^{※1}とする。ただし、過去に類似の検討委員会で課題として指摘された事業等^{※2}については、優先して対象事業とする。

※1 1法人あたりの対象事業は5事業を上限とする。なお、指定管理事業は、施設管理運営事業（ハード）とともに、施設を活用した事業（ソフト）も検討の対象に含め、同じ事業内容で実施場所のみ異なる事業は1事業として扱う。

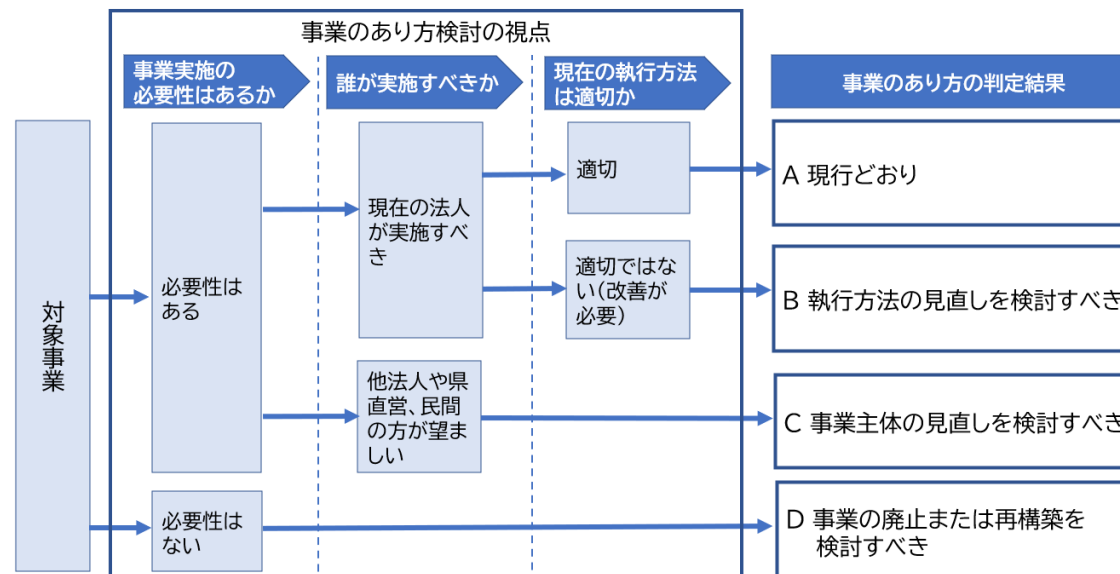
※2 「指定出資法人のあり方に関する報告書（平成16年8月埼玉県出資法人あり方検討委員会）」における報告・提言の内容に沿った見直しが行われなかった事業や不適切な事務の実施等により報道されたことがある事業

② 検討の視点

下記のアからウの視点に基づき検討を行い、対象事業をAからDの4区分に判定した。

- ・ A 現行どおり
- ・ B 執行方法の見直しを検討すべき
- ・ C 事業主体の見直しを検討すべき
- ・ D 事業の廃止または再構築を検討すべき

●事業のあり方検討フロー



<検討の視点>

ア 事業実施の必要性はあるか

- ・ 事業は今も必要なものか。時代の変化により、すでに役割を終えていたり、事業に対する県民や社会のニーズが低下していないか。
(ニーズが低下しているとされる例：執行実績や利用実績等が目標（アウトプット）に対して低調で推移している など)
- ・ EBPM 上の課題はないか。
(EBPM 上の課題があるとされる例：ロジックモデルについて論理的な因果関係が不十分である など)
- ・ 成果が出ていない事業を漫然と継続していないか。
(漫然と継続しているとされる例：成果（アウトカム）が出ていないにも関わらず、事業内容や手法を見直さず、前例踏襲で事業を実施している など)
- ・ すでに民間事業者（ここでは国及び地方公共団体の出資がないものを指す。以下同じ。）で実施している事業（類似事業を含む。）は、埼玉県や指定出資法人が実施する必要がないのではないか。
- ・ 事業を廃止した場合、どのような問題が生じるのか。(問題が生じるとされる例：事業廃止によって不利益を被る県民がいる など)

イ 誰が実施すべきか

- ・ 引き続き現在の指定出資法人が実施すべき。
(現在の指定出資法人が実施すべきとされる例：法令の規定により事業主体が現在の指定出資法人とされている／現在の法人は必要な成果を上げている など)
- ・ 他の事業主体の方が望ましい。
(他の事業主体の方が望ましいとされる例：現在の指定出資法人は成果を上げていないにもかかわらず、競争させることなく指定管理者に選定したり、事業を委託している（公募が可能であるにも関わらず随意指定としている、手続きは公募だが応募は一者のみであるなど）／指定出資法人から下請事業者が事業の大部分を再委託している、いわゆる「中抜き・丸投げ」状態になっている／組織の規模が小規模であるなど現在の指定出資法人の執行体制に課題があり、かつ当該法人以外に任せることが可能である／民間事業者でも実施可能であり、民間の方が効果的・効率的に実施できる など)

ウ 現在の執行方法は適切か

- ・ 予算執行は適切か。
(適切とされる例：事業単体で収支均衡または黒字となっている（指定出資法人全体で収支均衡または黒字となっている場合も含む） など)

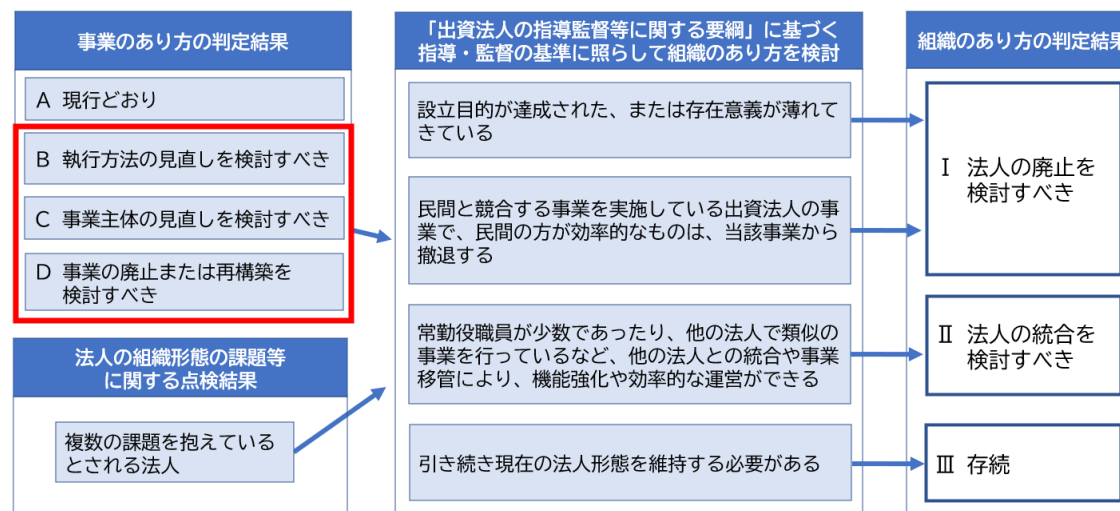
- ・ 契約手続き等に見直しの余地はないか。
(見直しを検討する例：随意契約の妥当性、一者応札、高い落札率、県 OB 在籍企業への発注 など)
- ・ DX の強化、特に AI を導入するなど、より効率的な執行はできないか。

(2) 組織のあり方検討

(1) の検討の結果、組織の見直しが必要となる法人や、埼玉県が作成した、法人の組織形態の課題等に関する点検結果において小規模な組織であるなど複数の課題を抱えているとされた指定出資法人について、「出資法人の指導監督等に関する要綱」に基づく指導監督の基準に照らして下記のアからエの視点に基づき検討を行い、対象法人をⅠからⅢの3区分に判定した。

- ア 設立目的が達成された、または存在意義が薄れてきている (Ⅰ 法人の廃止を検討すべき)
- イ 民間事業者と競合する事業を実施している事業で、民間事業者による実施のほうが効率的なものは、当該事業から撤退する (Ⅰ 法人の廃止を検討すべき)
- ウ 常勤役職員が少数であったり、他の法人で類似の事業を行っているなど、他の法人との統合や事業移管により、機能強化や効率的な運営ができる (Ⅱ 法人の統合を検討すべき)
- エ 引き続き現在の法人形態を維持する必要がある (Ⅲ 存続)

●組織のあり方検討フロー



4 検討結果一覧

No.	対象法人	事業のあり方検討結果		組織のあり方検討結果
		対象事業	検討結果	
1	(株) 秩父開発機構	秩父ミュージアム指定管理業務	C 事業主体の見直しを検討すべき	I 法人の廃止を検討すべき
		埼玉県長瀬射撃場指定管理業務	D 事業の廃止または再構築を検討すべき	
2	埼玉新都市交通 (株)	－ (対象事業なし)	－	III 存続
3	埼玉高速鉄道 (株)	－ (対象事業なし)	－	III 存続
4	(公財) いきいき埼玉	県民活動総合センター管理事業	D 事業の廃止または再構築を検討すべき	II 法人の統合を検討すべき
		埼玉未来大学運営事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	
		シニアパワーステーション支援事業	A 現行どおり	
		高齢者いきいきライフ推進事業費	B 執行方法の見直しを検討すべき	
5	(公財) 埼玉県芸術文化振興財団	県立文化施設管理事業	C 事業主体の見直しを検討すべき	II 法人の統合を検討すべき
6	(公財) 埼玉県国際交流協会	グローバル人材育成センター埼玉事業	C 事業主体の見直しを検討すべき	II 法人の統合を検討すべき
		外国人総合相談センター設置事業	C 事業主体の見直しを検討すべき	
		彩の国さいたま国際協力基金助成事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	
7	(公財) 埼玉県消防協会	表彰事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	III 存続
		普及啓発・活性化事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	
8	(公財) さいたま緑のトラスト協会	緑のトラスト保全地 保全管理・運営事業	C 事業主体の見直しを検討すべき	I 法人の廃止を検討すべき
		さいたま緑のトラスト基金 募金・広報活動事業	C 事業主体の見直しを検討すべき	
9	(福) 埼玉県社会福祉事業団	嵐山郷指定管理事業	A 現行どおり	III 存続
		障害者支援施設運営事業 (あげお・花園・皆光園・そうか光生園・あさか向陽園)	A 現行どおり	
		児童養護施設指定管理事業 (上里学園・おお里・いわつき)	A 現行どおり	
		障害者交流センター指定管理事業	A 現行どおり	
		障害者歯科診療所指定管理事業 (皆光園・そうか光生園・あさか向陽園)	A 現行どおり	

No.	対象法人	事業のあり方検討結果		組織のあり方検討結果
		対象事業	検討結果	
10	(公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業対策事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	Ⅲ 存続
11	(公財) 埼玉県産業文化センター	ビル貸出管理事業（会議室・展示場）	B 執行方法の見直しを検討すべき	Ⅱ 法人の統合を検討すべき
		駐車場管理事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	
		ホール管理事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	
		テナント・受託施設管理事業	A 現行どおり	
12	(公財) 埼玉県産業振興公社	創業・ベンチャー支援事業費	A 現行どおり	Ⅲ 存続
		次世代ものづくり産業イノベーション支援事業	A 現行どおり	
		埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務	A 現行どおり	
		県内企業デジタルトランスフォーメーション推進事業	A 現行どおり	
		BCP 策定支援事業	A 現行どおり	
13	(公社) 埼玉県農林公社	分収林事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	Ⅲ 存続
		基盤整備事業	A 現行どおり	
		県営林受託事業	A 現行どおり	
		種苗センター管理事業	A 現行どおり	
		農地中間管理事業	A 現行どおり	
14	埼玉県道路公社	有料道路事業	A 現行どおり	Ⅲ 存続
		県受託事業	A 現行どおり	
15	埼玉県土地開発公社	あっせん等事業（用地取得あっせん等事業）	A 現行どおり	Ⅲ 存続
		困難案件	A 現行どおり	
16	(一財) 埼玉県河川公社	マリーナ事業	C 事業主体の見直しを検討すべき	Ⅰ 法人の廃止を検討すべき
17	(株) さいたまアリーナ	スーパーアリーナ等管理運営業務	A 現行どおり	Ⅲ 存続
18	(公財) 埼玉県公園緑地協会	公園等施設管理運営事業（しらこぼと公園・川越公園・加須はなさき公園）	C 事業主体の見直しを検討すべき	Ⅲ 存続
		公園等施設管理運営事業（秋ヶ瀬公園）	C 事業主体の見直しを検討すべき	
		公園等施設管理運営事業（こども動物自然公園）	B 執行方法の見直しを検討すべき	

No.	対象法人	事業のあり方検討結果		組織のあり方検討結果
		対象事業	検討結果	
18	(公財) 埼玉県公園緑地協会 (続き)	公園等施設管理運営事業 (熊谷スポーツ文化公園)	B 執行方法の見直しを検討すべき	
		公園等施設管理運営事業 (埼玉スタジアム 2002 公園)	B 執行方法の見直しを検討すべき	
19	埼玉県住宅供給公社	県営住宅等管理受託事業	A 現行どおり	Ⅲ 存続
		住宅相談業務受託事業	A 現行どおり	
20	(株) さいたまリバーフロンティア	ゴルフ場の運営・管理	C 事業主体の見直しを検討すべき	I 法人の廃止を検討すべき
21	(公財) 埼玉県下水道公社	流域下水道維持管理運営事業 (流域分)	A 現行どおり	Ⅲ 存続
		流域下水道建設改良事業 (荒川左岸南部・荒川左岸北部・荒川右岸・中川下水道事務所分)	A 現行どおり	
		再生水事業	A 現行どおり	
22	(公財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	発掘調査・整理報告書作成事業	A 現行どおり	Ⅲ 存続
		埋蔵文化財保存活用事業	B 執行方法の見直しを検討すべき	
23	(公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	公益目的事業 1 (広報啓発活動、地域及び職域における組織の結成及び活動の促進を図ること等)	B 執行方法の見直しを検討すべき	Ⅲ 存続

5 各法人の検討結果

(1) (株) 秩父開発機構

① 事業のあり方検討結果

ア 秩父ミュージズパーク指定管理業務

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

(県は新たな事業主体の掘り起こしを検討すべき)

本事業は、秩父市及び小鹿野町に位置する県営公園「秩父ミュージズパーク」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成 20 年に当該法人が指定管理者として選定されて以降、当該法人が管理運営に携わってきた。

当該施設は約 271 ヘクタールの広大な敷地の中に、音楽堂・野外ステージなどの音楽施設やテニスコートなどのスポーツ施設を有しており、令和 5 年度の有料公園施設利用者数は約 3 万 6 千人となっている。

本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は黒字となっているが、その収入における県費負担の割合は約 6 ～ 8 割と高い状況にあり、埼玉県からの業務委託に近い形になっているように見受けられる。有料公園施設利用者数が限定的であることから、収益性を向上させることのできる余地は多分にあり、収入における県費負担の割合を下げていくことが、民間事業者等の有するノウハウの活用を目的とする指定管理者制度導入の趣旨からも求められる。

現在、当該施設の指定管理者の選定に当たっては当該法人のみの応募となっているが、首都圏に近く豊かな自然環境に恵まれた地域にあることを鑑みるに、新たな担い手の掘り起こしを行う価値は十分にあるものと考ええる。埼玉県においては当該法人にしかできない事業なのかを考える必要があり、次期指定管理者の選定に当たっては、民間事業者の活力を用いて本事業の実施について見直しを図ることが期待できる新たな担い手の掘り起こしを積極的に進めることなどを検討すべきである。なお、埼玉県は検討を進めるに当たり、当該施設が収益性及び集客性を向上させるためにどうあるべきかを考えるなど、単に指定管理者を変更しただけの見直しとならないよう留意する必要がある。また当該施設以外の県営公園においては、有料施設を有しないなど収益性が見込めない公園もあることから、そのような公園については複数の公園で一体的に管理運営を行うことにより事業費を削減させる、あるいは規模の大きな施設の管理については反対に細分化するなどして担い手を増やしていくなど、県営公園全体として今後どのような管理運営を行っていくかという点についても、併せて検討を行うことが求められる。

イ 埼玉県長瀬射撃場指定管理業務

Ｄ 事業の廃止または再構築を検討すべき

（法人は事業からの撤退を、県は今後の施設のあり方を検討すべき）

本事業は、射撃に関する技能向上、銃による事故の防止及び射撃競技の発展を図るため、埼玉県が長瀬町に設置した「埼玉県長瀬射撃場」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成 6 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該施設は県内唯一のライフル射撃場であり、平成 16 年度には国体射撃競技開催、平成 21 年度には文部科学省のナショナルトレーニングセンターライフル射撃強化拠点施設に指定されるなど多くの利用があったが、近年は銃所持者が減少傾向にあること、また施設の老朽化が進む一方で隣接県に同様の施設が新設されたことなどから利用者数が落ち込んでいる状況にある。

本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は赤字が続いており、当該法人の自助努力による経営状況の改善には限界があるものと思われる。当該法人は、本事業が法人の経営に与える影響を踏まえ、現在の指定期間の終了に合わせて、本事業からの撤退について検討すべきである。

また、埼玉県においては、利用者 1 回当たりの利用に対する管理運営費用の妥当性を検証するなどした上で、まずはより効果的・効率的となる運営方法についてあらゆる手段を検討されたい。当該施設は狩猟関係者の技術向上の場として獣害対策の一端を担う面がある一方、今後、狩猟関係者の減少に伴う施設利用者数の減少は避けて通れず、施設の維持だけではなく狩猟関係者を確保するための抜本的な対策が求められる。

以上が本委員会がとりまとめた報告となるが、委員からは、獣害対策を担う狩猟関係者の確保のため、引き続き埼玉県として現在の場所に施設を設置することを前提とした検討も必要ではないか、といった意見もあったため、このことを申し添える。

② 組織のあり方検討結果

Ⅰ 法人の廃止を検討すべき

（県は法人への関与の廃止を検討すべき）

当該法人は、首都圏住民の余暇活動需要の適切な吸引を図り、秩父地域の振興と発展を目的として、埼玉県、秩父地域の市町村及び民間企業の出資により昭和 62 年に設立された。なお、設立当初、当該法人は秩父リゾート地域整備構想の推進を主要事業として、秩父地域における長期滞在型リゾートの整備を計画していたが、社会情勢の変化等から、平成 18 年をもって当該構想は廃止となっている。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 2 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 2 事業については①に記載のとおりであり、当該法人に対して埼玉県が引き続き関与することの必要性は低下していると言える。よって、埼玉県としては出資を引き上げるな

ど、出資法人としての関与の廃止について検討すべきである。

以上が本委員会がとりまとめた報告となるが、委員からは、当該法人の設立目的に鑑み、今後はより観光を中心として地域振興に軸足を置いた事業を展開できる法人に改組し、埼玉県においても観光施策を推進するために率先して関与を継続することも考えられるのではないか、といった意見もあったため、このことを申し添える。

(2) 埼玉新都市交通（株）

① 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、東北・上越新幹線の建設計画により伊奈町が三分割されるなどの影響を受け、当時の運輸省・国鉄・日本鉄道建設公団と埼玉県及び大宮市・上尾市・伊奈町との間で新交通システムの建設・新幹線の建設工事の協定書及び確認書が取り交わされ、鉄道による旅客輸送事業等を実施することを目的に昭和 55 年に設立された。

これまで当該法人においては、鉄道事業を主要事業として「埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）」を運営してきたが、当該事業は「鉄道事業法」の規定に基づき鉄道事業の許可を受けた当該法人でなければ行うことができず、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(3) 埼玉高速鉄道（株）

① 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、高速鉄道東京 7 号線の埼玉県内部分の建設、鉄道による旅客輸送事業等を実施することを目的に平成 4 年に設立された。

これまで当該法人においては、鉄道事業を主要事業として「埼玉高速鉄道線」を運営してきた。平成 26 年に事業再生 ADR 手続きを実施した経緯から現在も多額の有利子負債を抱えており、これの解消に向けた事業の実施が求められるが、当該事業は「鉄道事業法」の規定に基づき鉄道事業の許可を受けた当該法人でなければ行うことができず、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(4) (公財) いきいき埼玉

① 事業のあり方検討結果

ア 県民活動総合センター管理事業

D 事業の廃止または再構築を検討すべき

(施設を廃止すべきとの報告を踏まえ、法人は施設の管理運営事業の廃止を検討すべき)

本事業は、多様な県民活動を支援するための施設として埼玉県が伊奈町に設置した「県民活動総合センター」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成2年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該施設はホール、体育館、会議室など多様な機能を持ち、令和5年度の施設利用者数は約75万人となっている。

他方、当該施設は設置から30年以上が経過したことから、今後、施設の管理運営費に加えて改修費など多額の費用がかかることが見込まれる。そこで埼玉県においては、当該施設についての今後の方針を決定するために、「埼玉県公の施設の在り方有識者会議」を設置し、本委員会による検討と並行して、当該施設の必要性について検討が行われていた。その結果は、「近隣市町村における類似施設の設置状況や施設の利用状況、DXの進展や利用者ニーズの多様化などの社会環境の変化、費用対効果を踏まえると、県が運営すべき施設としての役割を終えているものと考えられ、施設を廃止すべきである」とするものである(提言書は令和7年3月25日公表)。

よって本事業を検討の対象とする本委員会としては、当該施設の管理運営事業について廃止すべきと報告するものである。

他方、本事業におけるいわゆるソフト事業である「彩の国市民活動サポートセンター」については、イの事業と連携してNPOやボランティアとのマッチング支援等を行うほか、県内NPOなどを支援する中間支援組織としての役割を担うとともに、市町村と連携して地域活動の担い手確保などの取組を実施していることから、施設の管理運営事業とは切り離れた上で、当該法人が実施することは適当と考えられる。今後、埼玉県において当該施設の廃止に向けた検討が進められる場合は、ソフト事業をより効果的・効率的に運営できる方法についても併せて検討を進められたい。

イ 埼玉未来大学運営事業

B 執行方法の見直しを検討すべき

(法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき)

本事業は、人生100年時代におけるシニアの学び直しと再チャレンジを応援する場として、50歳以上の県民を対象に、自立したシニアライフを送るための知識や地域社会活動を行う上で必要な知識など、多様なプログラムの提供を行うものである。

本事業を実施する以前は30年以上に渡り「彩の国いきがい大学」を運営していたが、社会環境の変化や受講者のニーズに応えるため、令和2年に

現在の「埼玉未来大学」へと刷新され、令和５年度における受講者数は約 830 人、令和４年度における受講後の地域社会活動参加率は約 80%となっている。

受講料は約 4～5 万円と安価とは言えないが、知識を習得して地域社会活動に着実に結び付けるためのプログラムとしては適切な金額設定と考えることができ、学び直しの必要性が重要視される中では、当該法人が NPO やボランティアの支援、シニアの社会参加の促進等の事業において培った経験やノウハウを生かして、引き続き実践的なプログラムを提供していくことが求められる。

なお、提供するプログラムの内容については定期的な見直しが行われているとのことだが、講師・指導者 1 人当たりの受講者数を増やすなど、効果的・効率的な運営といった観点からの見直しについても検討すべきである。

ウ シニアパワーステーション支援事業

A 現行どおり

本事業は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の規定に基づき、埼玉県から「シルバー人材センター連合」の指定を受けた当該法人が、県内市町村に設置されたシルバー人材センターの本部として、高齢者の就業機会を確保・提供するために企業等への営業活動や普及啓発活動等を行うものである。

シルバー人材センターが地域の担い手として活用される一方、企業における定年年齢の引上げ等により、その会員数は減少が続いている。埼玉県においては現状全国 2 位の会員数を有しているが、引き続きシルバー人材センターの本部として会員確保に向けた普及啓発等を行うことが求められることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

エ 高齢者いきいきライフ推進事業費

B 執行方法の見直しを検討すべき

（県は法人への委託料について適切な費用計上を検討すべき）

本事業は、当該法人が、平成元年に厚生省（現：厚生労働省）が策定したゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）に基づき各都道府県に設置された「明るい長寿社会づくり推進機構」として、埼玉県からの委託契約に基づき全国健康福祉祭（ねんりんピック）の選手選考・派遣等を行うとともに、シニアの日頃の創作活動の成果を発表する場として「いきいき創作展」を開催するものである。

本事業に関する収支は、少なくとも令和３年度以降の直近３年間は赤字が続いており、その主な要因は埼玉県からの委託料に本事業に要する人件費が含まれていないところにある。これは本事業に係る埼玉県からの収入について事業費に相当する部分のみが計上されている一方、支出には事業

費のほか本事業に従事する職員の人件費も計上されているためである。なお、この人件費に対応する収入は、「イ 埼玉未来大学運営事業」の収入として計上されていることから、当該法人が実施する公益目的事業全体（高齢者の生きがいづくりや地域参加及び地域貢献の促進に関する事業等）で見た場合、埼玉県は当該法人に対して必要な費用を負担していることとなる。

埼玉県は当該法人への委託を行うに当たり、本事業単体で収支が明確になるよう、適切な費用の計上について検討すべきである。

② 組織のあり方検討結果

Ⅱ 法人の統合を検討すべき

（法人及び県は法人の（公財）埼玉県国際交流協会との統合を検討すべき）

当該法人は、NPO 活動、ボランティア活動、生涯学習活動、その他広く県民等の諸活動の支援及び高齢者の生きがいづくりや地域参加を促進する事業及び高年齢者の就業機会の提供等に関する事業を行い、県民等が主体となった地域社会の形成を促進し、あらゆる世代が共に支え合う豊かな埼玉の発展に寄与することを目的として、前身となる（財）埼玉県県民活動総合センター及び（財）埼玉県高齢者生きがい振興財団が統合して、平成 14 年に設立された。

これまで当該法人においては、県民活動総合センターを拠点として各種事業を展開してきたが、当該施設については①アに記載のとおり埼玉県公の施設の在り方有識者会議において廃止すべきとの報告がなされた。他方、現在実施する各種ソフト事業については、当該法人は NPO やボランティアの支援、シニアの社会参加の促進等に取り組むほか、多様な事業を通じ、県内 NPO などを支援する中間支援組織としての役割を担っている。また、彩の国市民活動サポートセンターにおいて、市町村と連携した地域活動の担い手確保などの取組を実施していることなどから、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。今後埼玉県において当該施設の廃止に向けた検討が進められる場合は、現在実施するソフト事業をより効果的・効率的に運営できる方法についても併せて検討を進めていく必要がある。

なお、後述する（公財）埼玉県国際交流協会の組織のあり方検討結果においては、時代の変化に合わせて事業内容の見直しを行うために、当該法人との統合について検討すべきとした。当該法人が活動を支援する NPO やボランティアの中には外国人支援を行う団体もあり、また外国人住民が増加する中では、共に社会を担う外国人住民が地域社会を支える担い手となることも期待される。当該法人がこれまで培った経験やノウハウは、国際交流・国際協力事業と親和性が高く、連携して対応を図ることができるものと考えられることから、当該法人においても関係者と協議の上、多文化共生の取組の推進に係る中心的役割を担うべく、（公財）埼玉県国際交流協会との統合について検討すべきである。

(5) (公財) 埼玉県芸術文化振興財団

① 事業のあり方検討結果

ア 県立文化施設管理事業

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

(法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施体制の見直しを検討すべき)

本事業は、さいたま市浦和区に位置する県立文化施設「埼玉会館」及びさいたま市中央区に位置する同施設「彩の国さいたま芸術劇場」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。いずれの施設も平成6年以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該法人は、会議室及びホール等各種施設の貸出のほか、これらの施設において自主企画公演による舞台芸術作品の提供等を行い、令和5年度の両施設における公演数は33事業106公演となっている。特に彩の国さいたま芸術劇場は、故・蜷川幸雄氏が手掛けた「彩の国シェイクスピア・シリーズ」の公演を行う劇場として広く知れ渡り、現在は近藤良平氏が新たな芸術監督として劇場を率いている。

本事業に関する収入における県費負担の割合は約7割と高い状況にあり、埼玉県からの収入に依存しているように見受けられ、収入における県費負担の割合を下げていくことが、民間事業者等の有するノウハウの活用を目的とする指定管理者制度導入の趣旨からも求められる。

公共性の高い芸術公演に収益性を求めることの難しさは承知するが、②においては(公財)埼玉県産業文化センターとの統合について検討すべきとしており、それにより管理運営する施設の対象を増やすことでスケールメリットを生かしたより効果的・効率的な運営を行うなど、当該法人が今後さらにその専門性を生かした企画等を行っていくためにも、事業の実施体制について見直しを検討すべきである。

他方、埼玉県においては、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

② 組織のあり方検討結果

Ⅱ 法人の統合を検討すべき

(法人及び県は法人の(公財)埼玉県産業文化センターとの統合を検討すべき)

当該法人は、優れた舞台芸術等の芸術文化に身近に接する機会を提供し、及び県民の芸術文化活動を支援すること等により、芸術及び文化の一層の振興を図り、もって真に豊かさやゆとりを実感できる県民生活の実現に寄与することを目的として、平成5年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった県立文化施設管理事業を始め各種事業を展開してきたが、当該事業については①に記載のとおりであり、より効果的・効率的な運営を行うためには、組織としての強化を図ることが求められる。よって、当該法人は関係者と

協議の上、当該法人と同様に会議室やホール等の貸館事業、またホールを利用した各種公演事業を実施する（公財）埼玉県産業文化センターとの統合について検討すべきである。

各法人が実施する事業の特徴として、当該法人においてはより芸術性を、（公財）埼玉県産業文化センターにおいてはより娯楽性、大衆性を重視しているとのことだが、互いの持つ強みやノウハウを生かすことでそれぞれが持つ魅力・価値をさらに高め、更なる文化の振興に繋げることができるものとする。

（６）（公財）埼玉県国際交流協会

① 事業のあり方検討結果

ア グローバル人材育成センター埼玉事業

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

（県は他のあらゆる事業主体による事業の実施について検討すべき）

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が事務局として「グローバル人材育成センター埼玉」の運営を行い、日本人学生及び外国人留学生を対象に、留学前から留学後の就職までの支援を行うものである。

当該法人は、埼玉県からの補助金等を積み立てた「埼玉グローバル人材活躍基金」により、当該センターにおいて平成 29 年度から「埼玉発世界行き奨学金」を実施している。日本人学生の留学に関する主な阻害要因として経済的負担の大きさが挙げられる中、令和 5 年度までに 2,342 名の学生に対し奨学金を支給することで若者の海外留学を支援してきた。

外国人留学生の支援については、埼玉県内での就職率を向上させるべく県内企業とのマッチング支援が行われているが、出入国在留管理庁による特定技能制度における外国人受入枠や対象分野が拡大し、今後新たに育成就労制度が創設される中で、引き続き埼玉県が本事業を実施することの必要性については、その効果を検証するなどして検討すべきである。

他方、本事業が埼玉県による直接実施ではなく、当該法人に委託されていることについては常にその意義が求められる。国際協力に携わる NPO 等による実施が可能な場合には当該 NPO 等において、それが難しい場合には埼玉県において直接実施することも考えられ、その結果、事業の効率化が図られる可能性もある。よって埼玉県においては、現在、本事業についていわゆる特命随意契約としている当該法人への委託契約を見直し、他のあらゆる事業主体による本事業の実施について検討すべきである。

イ 外国人総合相談センター設置事業

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

（県は他のあらゆる事業主体による事業の実施について検討すべき）

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が「外国人総合相談センター埼玉」を設置し、埼玉県に住む外国人を対象に、多言語で生活全般に関する相談のほか、労働相談、入国・在留手続きに関する相談、法律相談、福祉相談等を行うものである。

令和５年末現在で、県内には 160 以上の国と地域の外国人が暮らしており、その数は約 23 万人となっている。そのような中、本事業においては 13 の対応言語を用意することで、外国人住民の約 90%が母国語で相談できる体制を整えているとされており、その相談実施件数は年間約 6,000 件となっている。

他方、アの事業と同様、本事業が埼玉県による直接実施ではなく、当該法人に委託されていることについては常にその意義が求められる。国際協力に携わる NPO 等や埼玉県による直接実施のほか、本事業については国際交流協会を設置する複数の市町村とそれぞれが対応可能な言語や相談内容について互いに整理をした上で実施することも考えられる。よって埼玉県においては、現在、本事業についていわゆる特命随意契約としている当該法人への委託契約を見直し、他のあらゆる事業主体による本事業の実施について検討すべきである。

ウ 彩の国さいたま国際協力基金助成事業

Ｂ 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、当該法人が「彩の国さいたま国際協力基金」を設置し、当該基金により集められた寄附等を財源として、国際協力活動の推進に参加、協力している埼玉県内の NGO 等の民間団体に対して助成を行うものである。

民間団体においてはその活動に要する資金が必ずしも十分とはされていない中、平成 7 年の当該基金の設置から令和 5 年度に至るまで、延べ 322 団体に対して助成を行い、資金面から支援を行ってきた。

本事業は民間団体が行う海外での協力活動及び埼玉県内での外国人を対象とした支援活動等の双方を助成の対象にしているところ、国による育成就労制度の創設や特定技能制度の改正等を踏まえ、これらの制度における外国人の就労支援と本事業において助成の対象となる活動との違いを明確化すべきである。

② 組織のあり方検討結果

Ⅱ 法人の統合を検討すべき

（法人及び県は法人の（公財）いきいき埼玉との統合を検討すべき）

当該法人は、世界とつながり結びついた埼玉県を目指し、県民の国際交流及び国際協力を積極的に進めるとともに、国際的に活躍できる人材の育成と世界に向けた幅広い情報発信を行い、もって埼玉県の国際化の推進に寄与することを目的として、昭和 62 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 3 事業を始め各種事業を展開してきたが、①ア及びイの事業について、他のあらゆる事業主体による事業の実施について検討すべきとした。当該法人が実施する事業の中には自ら収入を得られるような事業が少なく、埼玉県からの委託事業が多いことから、当該法人が事業を実施することの意義を問われることは常に避けて通れない。他方、これは当該法人が実施する事業が国際関係事業に限定されているからこそ議論であり、外国人住民が増加する中では、共に社会を担う外国人住民の地域活動への参加を促進するなど、時代の変化に合わせて事業内容の見直しについて検討すべきである。

こうした観点からも、当該法人は関係者と協議の上、主に NPO やボランティアの支援、シニアの社会参加の促進等に関する事業を展開する（公財）いきいき埼玉との統合について検討すべきである。

（７）（公財）埼玉県消防協会

① 事業のあり方検討結果

ア 表彰事業

Ｂ 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、消防団及び消防団員に対する功労等について表彰するとともに、活動を支える家族、地域における消防防災思想の普及啓発や火災予防に対する取組に功績のある県民及び事業所等を表彰するものである。

消防団は「消防組織法」の規定に基づき市町村に設置される消防機関であり、各市町村においてもそれぞれの表彰規程に基づき消防団員等への表彰が行われている。これに加えて当該法人においても名誉会長である埼玉県知事と当該法人の会長の連名で表彰を行うことで、消防団員等の士気高揚に繋がっているとされている。

他方、本事業では毎年度約 2,500 件の表彰を行っており、県内ほぼ全ての消防団、また消防団員の約 2 割が対象となるなど、表彰本来の意義が薄

れつつあるように見受けられる。消防団員の確保が喫緊の課題となる中、当該法人は消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりのために、本事業がより消防団員のモチベーションの向上に繋がるよう、その内容の見直しについて検討すべきである。また、本事業の実施に当たっては、表彰対象者のデータベース化により審査期間の短縮が可能となったとのことだが、更なるデジタル技術の活用等による効率化を図るべきである。

イ 普及啓発・活性化事業

B 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、県民を対象に講演会を開催することで防災知識等の普及啓発を図るとともに、新たな消防団員の確保に向けて、地域における消防団活動や消防団のPRを行うものである。

消防団員はかねてより減少が続いており、新たな団員確保は喫緊の課題とされている。当該法人のほかに本事業と類似の事業を実施する法人がないことから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、本事業の実施方法は講演会開催やポスター掲示など、長きに渡り変化が見られず、これまでに退団者及び入団者の理由や背景を把握していないことから、本事業の実施が団員確保に確実に結び付いているとは言い難い。早急に退団者及び入団者の理由等を調査・分析した上で、取組内容の抜本的な見直しについて検討すべきである。

また、本事業では各消防団が実施する講演会や新たな消防団員の確保に向けた取組に対して助成金の交付が行われているが、当該助成金の活用が新たな消防団員の確保に確実に結び付くよう、助成金の使用目的を明確化すべきである。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、消防防災思想の普及高揚と地域防災力の充実強化を図り、県民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和23年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった2事業を始め各種事業を展開してきたが、当該2事業については①に記載のとおりであり、常勤役職員は少数であるものの、類似の事業を実施する他の法人はなく、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

他方、埼玉県から当該法人に対する人的支援はなく財政支援も僅少であることから、必ずしも指定出資法人である必要はなく、今後は消防団員の

確保に繋がる各種事業を展開していけるよう、より自律性を高めた組織として運営を行うべきである。

なお、当該法人における課題となっている消防団員の確保は全国的な課題でもあることから、①イの事業の見直しのほか、（公財）日本消防協会及び市町村等との連携により、その対応の検討を積極的に進めていくべきである。

（８）（公財）さいたま緑のトラスト協会

① 事業のあり方検討結果

ア 緑のトラスト保全地 保全管理・運営事業

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

（県は直接実施を含め他の事業主体による事業の実施について検討すべき）

埼玉県においては、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民や企業・団体等からの寄附で買い取り次世代に残す「さいたま緑のトラスト運動」を展開しており、当該運動により取得した「緑のトラスト保全地」は、県内 14 か所・計約 74.9 ヘクタールとなっている。本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人がこれらの保全地の保全管理を行うものである。

当該法人は、当該法人の会員であるボランティアスタッフとともに活動を行っており、令和 5 年度は延べ約 5,600 人のボランティアスタッフが、各保全地において月 2 回実施する保全管理・巡視美化活動に参加している。

他方、ボランティアスタッフの高齢化による担い手不足が課題となっており、常勤役職員が 1 名の当該法人では、こうした現状への対応が危ぶまれる。当該常勤役職員は埼玉県からの派遣職員であり、本事業の実情としては、埼玉県による直接実施とさほど変わらないように見受けられる。また、トラスト運動は県民等が主体となっていく運動とされているところ、当該法人を介さずともボランティアスタッフとの連携が引き続き可能となる場合には、当該法人に本事業を委託することの必要性を明示することは難しいと言える。よって埼玉県においては、今後さらにトラスト運動を推進していくためにも、埼玉県による直接実施を含め、本事業を実施する最適な事業主体について検討すべきである。

以上が本委員会がとりまとめた報告となるが、委員からは、県民等が主体となっていくトラスト運動の趣旨からすれば、引き続き当該法人による事業の実施が必要ではないか、といった意見もあったため、このことを申し添える。

イ さいたま緑のトラスト基金 募金・広報活動事業

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

（県は直接実施を含め他の事業主体による事業の実施について検討すべき）

埼玉県においては、「さいたま緑のトラスト運動」を推進するための財源として、「さいたま緑のトラスト基金」を設置している。本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人がボランティアスタッフとともに当該基金の募金広報活動を行うものである。

募金箱の設置に限らず、県内の小・中・高等学校の児童・生徒に対する募金依頼、企業・団体に対する寄附依頼等により集められた寄附は、保全地の保全管理等を行う上での財源として使用されている。

他方、埼玉県では当該基金の他にも基金を設置しており、例えば、森林の整備・保全や身近な緑の保全・創出、県民運動の展開に対するサポートなどに活用されている「彩の国みどりの基金」は、埼玉県が募金広報活動を実施しており、事業の委託は行われていない。

アに記載のとおり、当該法人は埼玉県からの派遣職員である常勤役職員１名が中心となり事業の実施を担っており、さらに本事業については、県民等からの問い合わせに対して埼玉県及び当該法人の双方が対応するなど、埼玉県との役割分担が明確になっているとは言えない点が見受けられる。このような状況においては、当該法人に本事業を委託することの必要性を明示することは難しいと言える。よって埼玉県においては、他の基金と同様に埼玉県による直接実施とするなど、本事業を実施する最適な事業主体について検討すべきである。

以上が本委員会がとりまとめた報告となるが、委員からは、アの事業と同様に、県民等が主体となって行うトラスト運動の趣旨からすれば、引き続き当該法人による事業の実施が必要ではないか、といった意見もあったため、このことを申し添える。

② 組織のあり方検討結果

Ⅰ 法人の廃止を検討すべき

（法人及び県は法人を廃止し、県による直接実施又は他の法人への移管を検討すべき）

当該法人は、県民が主体となって行う県内の優れた自然や貴重な歴史的環境等を保全するための活動である「さいたま緑のトラスト運動」を推進し、県民が真に愛着と誇りを持てる郷土「さいたま」づくりに寄与することを目的として、昭和 59 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった２事業を始め各種事業を展開してきたが、当該２事業については①に記載のとおりであり、常勤役職員が１名であることから埼玉県の支援なしに当該法人自らが新たな事業を実施するには限界があると言える。よって、当該法人及び埼玉県は関係者と協議の上、当該法人が実施する事業を埼玉県による直接実施又は他の法人に移管させるなど、現在とは異なる事業の実施体制を構築し、当該法人の廃止について検討すべきである。

以上が本委員会がとりまとめた報告となるが、委員からは、トラスト運動を推進する当該法人が廃止となった場合には、県民に対してトラスト運動が後退するといった誤解を与えかねないことから、民間主導の法人として引き続き存続させるべきではないか、といった意見もあったため、このことを申し添える。

(9) (福) 埼玉県社会福祉事業団

① 事業のあり方検討結果

ア 嵐山郷指定管理事業

A 現行どおり

本事業は、嵐山町に位置する複合型の県立社会福祉施設「嵐山郷」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。昭和 51 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該施設は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、療養介護事業所、障害者歯科診療所の機能を併せ持ち、民間施設では受入が難しい強度行動障害等を抱える重度障害児・者を受け入れるなど、埼玉県の福祉を支えるセーフティネットの役割を担っているとされている。

入所者個々の障害特性を把握する職員が継続して安定した支援を行う必要があるとされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、埼玉県においては、入所者への支援の状況に配慮しつつ、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

イ 障害者支援施設運営事業（あげお・花園・皆光園・そうか光生園・あさか向陽園）

A 現行どおり

本事業は、上尾市に位置する障害者支援施設「あげお」、深谷市に位置する同施設「花園」及び「皆光園」、草加市に位置する同施設「そうか光生園」、朝霞市に位置する同施設「あさか向陽園」について、当該法人が運営を行うものである。これらの施設はいずれも、かつて埼玉県が設置した県立障害者支援施設だが、平成 16 年の埼玉県出資法人あり方検討委員会における提言を受け、平成 18 年度までに埼玉県から当該法人に移管し、当該法人の自主経営施設となった。

当該施設は、強度行動障害等を抱える重度障害者を受け入れており、地域社会において各施設の運営の要請がある限りは、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、入所者の確保が課題となりつつあるそうか光生園及びあさか向陽園については、民間の障害者支援施設にその役割を委ねることも考えられることから、当該法人が事業を実施することの必要性について検討を進められたい。

ウ 児童養護施設指定管理事業（上里学園・おお里・いわつき）

A 現行どおり

本事業は、上里町に位置する県立児童養護施設「上里学園」、熊谷市に位置する同施設「おお里」及びさいたま市岩槻区に位置する同施設「いわつき」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。上里学園は昭和 47 年に、おお里は昭和 51 年に、いわつきは昭和 57 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該施設は、民間施設では対応が難しい被虐待児童等の受入のほか、一時保護児童の受入により児童相談所の機能を補完するなど、埼玉県福祉を支えるセーフティネットの役割を担っているとされている。

当該法人が管理運営を行う他の施設と連携して総合かつ高度な支援を行うことができるとされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、埼玉県においては、入所児童への支援の状況に配慮しつつ、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

エ 障害者交流センター指定管理事業

A 現行どおり

本事業は、障害のある人の社会活動分野における全県的な拠点施設として、埼玉県がさいたま市浦和区に設置した「埼玉県障害者交流センター」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成 2 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該施設は、障害者に関する各種相談に応じ、また障害者に対する機能訓練やレクリエーション等の機会を提供している。

利用料金については無料又は低額となっていることから、本事業に収益性を見出すことは難しいとされ、また当該法人が管理運営を行う他の施設と連携して総合かつ高度な支援を行うことができるとされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、埼玉県においては、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

オ 障害者歯科診療所指定管理事業（皆光園・そうか光生園・あさか向陽園）

A 現行どおり

本事業は、深谷市に位置する県立障害者歯科診療所「皆光園障害者歯科診療所」、草加市に位置する同施設「そうか光生園障害者歯科診療所」及び朝霞市に位置する同施設「あさか向陽園障害者歯科診療所」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。あさか向陽園障害者歯科診療所は昭和 58 年に、そうか光生園障害者歯科診療所は昭和 63 年に、皆光園障害者歯科診療所は平成 4 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

障害者歯科診療は行動特性や体調に合わせて慎重に治療を進めるため、多くの時間と手間を要するとされており、民間の歯科診療所では一般的には採算が合わないとされている。また、当該施設は当該法人が管理運営を行う他の施設に付随しており、本体施設と一体的に管理運営を行うことが効率的とされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、埼玉県においては、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、多様な福祉サービスを提供することにより、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、昭和 47 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 5 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 5 事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(10) (公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター

① 事業のあり方検討結果

A 生活衛生関係営業対策事業

B 執行方法の見直しを検討すべき

(法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき)

本事業は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の規定に基づき、埼玉県から「都道府県生活衛生営業指導センター」の指定を受けた当該法人が、生活衛生関係営業者への衛生水準の維持向上や経営の健全化に係る相談指導を行うものである。

本事業は衛生に関する相談のほか、融資、税務、労務管理等に関する相談にワンストップで対応できることを強みとしており、経営相談指導件数は年間約 1,500 件、本事業を介した日本政策金融公庫の生活衛生融資の件数は年間約 200 件となっている。

他方、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律は、その制定から間もなく 70 年を迎えようとしており、生活衛生関係営業者を取り巻く環境は大きく変化している。また、衛生に関する相談は各保健所において、融資等に関する相談は商工会議所及び商工会、また日本政策金融公庫においても対応することが可能と言え、本事業との類似性は否めない。さらに、都道府県生活衛生営業指導センターの指定は都道府県の義務とまではされておらず、状況次第では必ずしも指定が必要とまでは言えないことから、当該法人が引き続き事業を実施するためには、衛生水準の維持向上について成果指標を設けるなど、他の機関が実施する事業との違いを明確化するよう検討すべきである。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、県民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業の施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、昭和 57 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった生活衛生関係営業対策事業を始め各種事業を展開してきたが、当該事業については①に記載のとおりであり、当該法人が実施する事業について、他の機関が実施する事業との違いを明確化させることが可能な限りにおいては、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

なお、生活衛生関係営業者を取り巻く環境が大きく変化する中で、埼玉県においては、当該法人の都道府県生活衛生営業指導センターとしての指定について、引き続き国の動きを注視しつつ、必要に応じて見直しの検討を行われたい。

(11) (公財) 埼玉県産業文化センター

① 事業のあり方検討結果

ア ビル貸出管理事業（会議室・展示場）

B 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、さいたま市大宮区に位置する複合施設「ソニックシティ」のビル棟部分のうち、埼玉県が普通財産として所有する会議室及び展示場について、当該法人が埼玉県から借り受けて管理運営を行うものである。

ソニックシティは、昭和 63 年に埼玉県、日本生命及び当時の大宮市（現：さいたま市）により設置され、現在に至るまでこれら三者が共同で所有する形態となっている。当該法人はこの所有関係を越えた一体的な施設運営を可能とするため、関係団体の出資により設置されたという経緯があるとされており、日本生命及びさいたま市との関係性を維持し、当該施設の効率的な管理運営を行うためには、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

当該施設はこれまで県内唯一の総合コンベンション施設として、各種展示会、講演会等に利用されてきたが、昨今のオンライン会議の普及等により、令和 5 年度の施設利用率は会議室が約 70%、展示場が約 60%となっている。今後は会議室等利用の需要の変化に応じながら、施設利用率の目標達成に向けた取組について検討する必要がある。

また、日本生命及びさいたま市との取り決めにより決定しているビル清掃業務に係る委託先事業者については、委託金額の妥当性をより高めるため、幅広い事業主体の参入が可能となる方法について検討すべきである。

イ 駐車場管理事業

B 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、「ソニックシティ」のうち、埼玉県が普通財産として所有するホール棟地下駐車場及び第 2 パーキングについて、当該法人が埼玉県から借り受けて管理運営を行うものである。

ソニックシティはアに記載のとおり、埼玉県、日本生命及びさいたま市が共同で所有する形態となっており、日本生命及びさいたま市との関係性を維持し、当該施設の効率的な管理運営を行うためには、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

令和 5 年度の第 2 パーキング稼働率は約 96%となっている一方、本事業に関する収支は少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は赤字が続いてい

るが、その赤字部分はビル棟部分に係る事業（ア及びエの事業）の収益で賄われるなど、指定管理料や補助金に頼らない収支構造は当該法人が施設を一体的に管理することの利点と言える。

他方、ホール棟地下駐車場は、日本生命が所有するビル棟地下駐車場と一体的に運営を行うために、駐車場の運営を当該施設全体の維持管理会社に委託しているが、今後委託を行う際には、その契約金額について客観的な検証を行うよう検討すべきである。

ウ ホール管理事業

Ｂ 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、「ソニックシティ」のうち、埼玉県公の施設であるホール棟部分について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。昭和 63 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

ソニックシティはアに記載のとおり、埼玉県、日本生命及びさいたま市が共同で所有する形態となっており、日本生命及びさいたま市との関係性を維持し、当該施設の効率的な管理運営を行うためには、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

本事業に関する収支は、利用料金が低廉であることや、埼玉県との共催事業については利用料金を無料又は一部負担していることなどから恒常的な赤字となっている。その赤字部分はビル棟部分に係る事業（ア及びエの事業）収益で賄われるなど、指定管理料や補助金に頼らない収支構造は当該法人が施設を一体的に管理することの利点と言える。

他方、このような収益性を見込めない施設については、複数の施設で一体的に管理運営を行うことにより事業費を削減させることも考えられる。②においては（公財）埼玉県芸術文化振興財団との統合について検討すべきとしており、それにより管理運営する施設の対象を増やすことで、スケールメリットを生かしたより効果的・効率的な運営を行うなど、事業の実施体制の見直しについて検討すべきである。

エ テナント・受託施設管理事業

Ａ 現行どおり

本事業は、「ソニックシティ」のビル棟部分のうち、埼玉県が普通財産として所有する賃貸物件について、当該法人が埼玉県から借り受けた上で県内商工団体等への貸付・管理を行うとともに、埼玉県からの委託契約に基づき、埼玉県パスポートセンター及び埼玉県警察再交付・国外運転免許センターの管理を行うものである。

ソニックシティはアに記載のとおり、埼玉県、日本生命及びさいたま市が共同で所有する形態となっており、日本生命及びさいたま市との関係性

を維持し、当該施設の効率的な管理運営を行うためには、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

② 組織のあり方検討結果

Ⅱ 法人の統合を検討すべき

（法人及び県は法人の（公財）埼玉県芸術文化振興財団との統合を検討すべき）

当該法人は、産業及び文化の振興並びに経済、文化等の国際交流の促進に関する事業を行い、もって地域社会における経済の興隆、文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的として、埼玉県、日本生命及びさいたま市等の出資により昭和 62 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 4 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 4 事業については①に記載のとおりであり、管理運営を行う施設の所有形態及びそれに伴う当該法人の設立の経緯などから、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

他方、当該法人が会議室やホール等の貸館事業、また今回の事業のあり方検討の対象にはならなかったが、ホールを利用した各種公演事業を実施するところ、（公財）埼玉県芸術文化振興財団においても同様の事業が実施されており、双方の法人が実施する事業には共通性があるように思われる。当該法人においてはより娯楽性や大衆性を、（公財）埼玉県芸術文化振興財団においてはより芸術性を重視しているとのことだが、互いの持つ強みやノウハウを生かすことでそれぞれが持つ魅力・価値をさらに高め、更なる文化の振興に繋げることができるものとする。

よって、当該法人は関係者と協議の上、当該法人と同様の事業を実施する（公財）埼玉県芸術文化振興財団との統合について検討すべきである。

(12)（公財）埼玉県産業振興公社

① 事業のあり方検討結果

ア 創業・ベンチャー支援事業費

A 現行どおり

本事業は、当該法人が「創業・ベンチャー支援センター埼玉」を設置して、創業希望者や創業間もない事業者を対象とした相談業務、各ステージに合わせた創業セミナーを開催するとともに、ベンチャー企業の成長を促進するためのビジネスマッチング等を実施するものである。

本事業では中小企業診断士、公認会計士等の専門アドバイザーによる相談支援体制を構築しており、令和 5 年度の相談件数は約 3,500 件、本事業による創業者は約 300 者となっている。

当該法人は中小企業支援を推進する専門機関として、創業支援だけでなく、ベンチャー企業を大きく飛躍させるための発展期の支援や創業後のフォローアップ支援を行うことができ、また経営支援や販路開拓支援、知的財産支援、技術・製品開発支援等の支援機能との連携を行う役割も果たしていることから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

イ 次世代ものづくり産業イノベーション支援事業

A 現行どおり

本事業は、当該法人が「ものづくりイノベーション支援センター埼玉」を設置して、製造業における産学連携・産産連携による新技術・新製品の開発や販路開拓の支援、知的財産を活用した経営戦略の策定支援等を実施するものである。

県内中小企業における製造業が生み出す付加価値額、事業所数は全国有数である一方、1事業所当たり付加価値額に換算するとその金額は低く、これを増加させることが課題として挙げられる。そのような中、令和5年度の技術・製品開発に関する相談件数は約1,900件、本事業による産学連携や産産連携による技術マッチングは約300件となっている。

令和6年度はこれまであった「先端産業支援センター埼玉」、「産学連携支援センター埼玉」、「知的財産総合支援センター埼玉」を統合して「ものづくりイノベーション支援センター埼玉」を設置することにより開発から実証、事業化まで一貫した支援が可能となった。これにより、中小企業支援を推進する専門機関として、イノベーション創出のトータルサポートを行う役割を果たしていることから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

ウ 埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置して、県内中小企業の生産性向上や競争力強化に向けた課題に対する相談等を通じて、民間人材紹介会社を通じた即戦力となる人材のマッチング支援を行うものである。

本事業では単なる人手不足解消ではなく、経営者層や管理職、専門職など、企業が独自に確保することが難しいとされる人材を対象としており、令和5年度の相談件数は約620件、成約件数は約190件となっている。

当該法人は中小企業支援を推進する専門機関として、経営支援や販路開拓支援、知的財産支援、技術・製品開発支援等の支援機能を担い、新たな事業展開に必要な人材像の提案、人材マッチング後のフォローアップ支援を行う役割を果たしていることから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

エ 県内企業デジタルトランスフォーメーション推進事業

A 現行どおり

本事業は、当該法人が「埼玉県 DX 推進支援ネットワーク」の事務局として、国、県、市、金融機関、経済団体等の構成機関における DX 支援に関する情報を一元化して発信するとともに、県内中小企業における DX の実現に向けた課題に対する相談業務や IT 企業とのマッチング支援等を行うものである。

県内中小企業が DX を推進する上での課題として、専門人材の確保のほか、資金面や手順及び段階などのプロセスに関する情報等が不足していることが挙げられており、令和 5 年度の相談件数は約 270 件となっている。

当該法人は中小企業支援を推進する専門機関として、経営支援や販路開拓支援、知的財産支援、技術・製品開発支援等の機能を担い、きめ細やかなデジタル化の支援を行う役割を果たしていることから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

オ BCP 策定支援事業

A 現行どおり

本事業は、当該法人が県内中小企業の事業継続力強化計画について策定支援等を行うものである。

本事業では中小企業の防災・減災の事前対策に関する知識及び BCP 策定支援の経験を有する専門アドバイザーによる相談支援体制を構築している。令和 5 年度の BCP に関する相談件数は約 1,000 件であり、約 150 社の事業継続力強化計画の策定支援に繋がっている。

当該法人は中小企業支援を推進する専門機関として経営支援等に関するノウハウを有し、また当該法人のほかに本事業と類似の事業を実施する法人がないことなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、中小企業の近代化を図ることを目的として、設備貸与事業及び下請振興事業を実施するため、昭和 48 年に前身となる（財）埼玉県中小企業振興公社が設立され、その後平成 23 年に現在の「産業振興公社」へと名称が変更された。なお、当該法人は中小企業等経営強化法の規定に基づく総合支援体制の窓口機能を担う中核的支援機関として認定され、また中小企業支援法の規定に基づく経営診断等の特定支援事業を行う指定法人として指定されている。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 5 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 5 事業については①に記載

のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

なお、当該法人の収支における赤字を解消していくためには、埼玉県からの委託事業及び補助事業のみだけでなく、収益事業の実施について検討を進めるべきである。県内中小企業が抱える様々な課題に対して商機を見つけ、積極的に乗り出していく進取の精神を常に持ち続けてほしい。

(13) (公社) 埼玉県農林公社

① 事業のあり方検討結果

ア 分収林事業

Ｂ 執行方法の見直しを検討すべき

(法人及び県は事業の健全な実施のためのあらゆる手段について検討すべき)

本事業は、「分収林特別措置法」の規定に基づき、当該法人が土地所有者との契約を締結した上で植栽、保育、伐採を行い、木材の売却によって得られる収益を当該法人と土地所有者との間で分け合うものである。

昭和 58 年に当該法人の前身である (社) 埼玉県森林公社が設立されて以降、埼玉県が行ってきた事業を引き継ぐ形で実施され、令和 5 年度末現在、県内森林面積の約 3 % となる約 3,300 ヘクタールの森林の維持管理が行われている。

本事業の実施による森林の維持管理の取組は、水源かん養や土砂災害防止機能など森林の持つ公益的機能の発揮に不可欠とされる一方、その経費は木材の売却による収益を得るまでの間、主に日本政策金融公庫及び埼玉県からの長期借入金で賄われることとなり、その借入金残高は令和 4 年度末で合計約 208 億円となっている。また、木材価格の低迷や経費の増大により当該経費の回収は困難な状況となりつつあり、埼玉県が外部有識者会議を設置して令和 6 年 3 月に策定した「(公社) 埼玉県農林公社経営改革プラン」では、土地所有者との契約がすべて満期を迎える令和 49 年度末における木材売却益を差し引いた借入金残高は合計約 184 億円と見込まれた。

本事業は当初、国により推進された経緯があることから、国に対して積極的に負債削減のための制度や借入金返済条件の緩和など、国会や省庁への要望活動を行うことが必要と考える。また、埼玉県が実施する無利子貸付については、金利上昇局面に入った現在、県財政に利息分の負担を課しているということを念頭におき、その負担相当額を試算した上で、実施の妥当性について検証すべきである。本事業は植栽から伐採を行うまで長期間に渡り実施することが前提とされており、木材価格等の外的要因による影響が避けられない中では、今後令和 49 年度末までの期間においても更なる状況の変化が生じる恐れがあるものと言え、少子高齢化が進み、人口減少も見込まれる中では、常に時代の流れに応じた対応を検討していかなければならない。本事業が抱える課題はもはや当該法人だけのものではなく、埼玉県全体の問題と考える。当該法人及び埼玉県においては、財政部門などの関係部局も連携し、本事業の健全な実施のためのあらゆる手段について包括的に検討を行うべきである。

イ 基盤整備事業

A 現行どおり

本事業は、埼玉県が実施するほ場整備事業の補完事業として、当該法人が 20 ヘクタール未満の比較的小規模な農地を対象に畦畔撤去や整地による区画拡大、農業用排水施設の整備等を行うものである。

当該法人は「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定に基づき、埼玉県から「農地中間管理機構」の指定を受け、担い手への農地の集積・集約化を行う農地中間管理事業（オの事業）を行っている。引き続き農地の集積・集約化を推進するためには、併せて農地の耕作条件の改善を進めることが求められ、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

ウ 県営林受託事業

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が県営林の維持管理を行うものである。

県営林の面積は令和 5 年度末現在で約 8,200 ヘクタールとなっており、アの事業において維持管理を行ういわゆる公社林と合わせると、その面積は県内森林面積の約 1 割となり、当該法人は県内最大の森林・林業事業体となる。県営林及び公社林の維持管理を一体的に行うことが効率的とされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

エ 種苗センター管理事業

A 現行どおり

本事業は、健全で優良な種苗の効率的な生産と県内生産者への迅速な供給を行うため、埼玉県が鴻巣市に設置した「埼玉県種苗センター」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成 6 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

「埼玉県主要農作物種子条例」では、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに必要な体制の整備を図ることを県の責務として規定しており、当該法人は埼玉県が毎年度策定する「優良種苗生産供給計画」に基づき、一般農家が使用する種子の元となる原種を生産している。

当該計画においては、埼玉県から指示された通りに多くの品種をきめ細やかに生産することが求められ、事業主体による運営方法の裁量度が低いとされており、また当該法人にこれまで培った技術の集積があることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

オ 農地中間管理事業

A 現行どおり

本事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定に基づき、埼玉県から「農地中間管理機構」の指定を受けた当該法人が、農地の所有者から農地を借受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮し、新たな担い手に貸し付けるものである。

農地中間管理機構の指定に当たっては、法律において「農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）」を指定できると規定されており、当該法人のほかにそのような法人がないこと、また担い手への農地集積率が着実に上昇していることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

なお、令和5年度末時点において、本事業で借り受けている農地の面積は合計約9,660ヘクタール、地権者数は約2万2,300人、貸付耕作者は約5,100人となっている。令和7年度からは制度改正により推進対象となる農地面積の年間取扱規模が約3倍となるなど、大幅な業務量の増加が見込まれる。本事業の実施に当たっては、契約書類等をPDF化することによりシステムとの紐付けを行っているとのことだが、更なるデジタル技術の活用等により効率化を図られたい。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、埼玉県農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的として、平成15年に前身となる（社）埼玉県森林公社及び（社）埼玉県農業振興公社が統合して設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった5事業を始め各種事業を展開してきたが、当該5事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(14) 埼玉県道路公社

① 事業のあり方検討結果

ア 有料道路事業

A 現行どおり

本事業は、新見沼大橋有料道路、皆野寄居有料道路及び三郷流山橋有料道路の3路線の維持管理を行うものである。有料道路制度とは、道路建設等に係る費用を地方公共団体からの出資金及び国・市中銀行からの借入金により調達することで、国及び埼玉県の限られた財源の中で早期に道路整備を行うことを可能とし、供用開始後に利用者から通行料金を徴収することで当該建設費及び料金徴収期間中の維持管理費を賄うものである。

「道路整備特別措置法」の規定により、県は一般国道を有料道路として建設して通行料金を徴収することはできず、地方道路公社はそれが可能とされており、また県道についても有料道路として建設する場合は併せて維持管理を行うことが効率的とされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

なお、各道路においては建設前の推計による道路交通量及び道路料金収入の見込みから建設費等の償還計画が作成されているが、今後の道路整備に生かすためにも、当該計画と実績を比較することにより計画の内容が適切であったか検証を行われたい。

道路の供用開始から時間が経過したことにより修繕等の維持管理費用が増加する中、今後人口減少が進むことに伴い、収入は減少することが見込まれる。より事業運営を効率化するために、道路管理におけるデジタル技術の活用等について、各道路の管理主体を超えて共有することができないか検討を進められたい。

イ 県受託事業

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、アの事業において維持管理を行う有料道路と密接関連性のある県管理道路について、当該法人が整備及び維持管理を行うものである。

道路整備については有料道路整備区間と隣接し、施工管理について当該法人が併せて発注することが効率的とされる箇所のみ埼玉県から当該法人に委託されている。また、維持管理については当該法人が設置する有料道路管理事務所に常駐し、ノウハウを持つ職員が日常点検や同一水準での防災設備の管理などを行うことが有効とされていることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、埼玉県道路整備計画の一翼を担い、有料道路の新設、改築等とその管理を行い、埼玉県内の地方的な幹線道路の整備充実を図る目的をもって、地方道路公社法に基づき昭和 46 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 2 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 2 事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(15) 埼玉県土地開発公社

① 事業のあり方検討結果

ア あっせん等事業（用地取得あっせん等事業）

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、埼玉県が道路、河川等の公共事業を実施するために必要な用地の取得のうち、緊急性を要するもの、短期間に取得する必要があるもの、当該法人への委託が効果的・効率的と見込まれるものなどについて、当該法人が地権者との契約締結等を代行するものである。

埼玉県においては、国の補助事業を活用しながら幹線道路の整備や流域治水対策などの事業を推進し、また国の防災・減災、国土強靱化に係る補正予算（令和 3 年度から令和 6 年度までに県県土整備部関係合計で約 936 億円）を受け、事業の前倒し等による効果の早期発現を図っているとされている。

これらの事業実施に係る用地の取得を円滑に行うために、県の人事ローテーションから切り離すことで用地交渉に関する高度なノウハウの蓄積を可能とした当該法人に一部業務を委託することは、県職員を増員する場合と比較して効果的・効率的とされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

なお、当該法人におけるノウハウの継承については、デジタル技術を活用すること等により、より効果的・効率的な共有の方法について検討されたい。

イ 困難案件

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、埼玉県職員による用地の取得に係る交渉の結果、契約に至らなかった地権者を対象に、当該法人が交渉等を行うものである。

アに記載のとおり、県の人事ローテーションから切り離すことで用地交渉に関する高度なノウハウの蓄積を可能とした当該法人に業務を委託し、毎年度確実に交渉妥結の実績を積み重ねていることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、当該法人が蓄積したノウハウは、県職員が業務を円滑に進める上でも大いに寄与するものと考えられ、今後も当該法人及び埼玉県において知識・ノウハウを共有する場を設けるなど、双方の専門性の獲得に向けた取組を進められたい。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、公共用地の早期取得を行い、埼玉県の社会経済の発展と並行した公共事業の円滑な進展を図り、もって県民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和 43 年に前身となる（財）埼玉県開発公社が設立され、その後昭和 47 年に「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行に伴い、現在の法人形態へと改組された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 2 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 2 事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(16) (一財) 埼玉県河川公社

① 事業のあり方検討結果

ア マリーナ事業

C 事業主体の見直しを検討すべき

（県は直接実施を含め他の事業主体による事業の実施について検討すべき）

本事業は、不法係留船舶の対策を進めるため、埼玉県が河川管理施設として川口市に設置した「芝川マリーナ」及び八潮市に設置した「大場川マリーナ」について、当該法人が、埼玉県から使用許可を受けて管理運営を行うものである。なお、本事業の実施に当たり必要となるプレジャーボートの

上下架施設や棧橋等の施設は、当該法人が河川管理者である埼玉県の占有許可を受けて設置したものである。

両マリーナにおける令和5年度の艇置隻数は、艇置可能隻数の約90%となっており、不法係留船舶の解消に大きく寄与していると言える。他方、当該法人は常勤職員1名体制と脆弱であり、不測の事態が生じた場合には事業の継続が危ぶまれることから、早急に事業主体の見直しを行うことが求められる。

当該法人は、当該施設の主な管理運営をその専門性の高さから民間事業者へ委託して行っており、この手法は今後も維持されることが望ましい。なお、「河川敷地占有許可準則」において、河川の占有許可を受けられる者は、原則として国、地方公共団体、特別の法律により設立された法人又は公益法人その他これらに準ずる者等と規定されているため、当該民間事業者は当該法人に代わる事業主体とはなり得ない。

よって埼玉県においては、引き続き不法係留船舶の対策を進めるためにも、埼玉県から当該民間事業者への直接委託の実施など、事業の継続に支障のない体制の構築について検討すべきである。なお、当該法人から事業主体を変更する場合にはプレジャーボートの上下架施設や棧橋等の施設を移管する必要があるが、この移管による収入を財源として、当該法人における埼玉県からの借入金を返還することが考えられる。

② 組織のあり方検討結果

I 法人の廃止を検討すべき

(法人及び県は法人を廃止し、県による直接実施又は他の法人への移管を検討すべき)

当該法人は、県民の河川や水辺空間に対する正しい理解と一層の関心を高め、河川愛護思想の普及を図るとともに、河川マリーナの整備と運営を円滑に推進することを目的として、平成4年に設立された。

なお、マリーナ施設の整備に当たっては、国が昭和63年に創設した国庫補助事業である河川利用推進事業を活用しており、当該補助事業においては河川管理施設を河川管理者である埼玉県が、その他を第三セクター等が整備するものとされていたことから、当該法人が設立された経緯がある。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となったマリーナ事業を始め各種事業を展開してきたが、当該事業については①に記載のとおりであり、常勤職員1名体制の当該法人による事業の実施ではその継続が危ぶまれる。よって、当該法人及び埼玉県は関係者と協議の上、当該法人が実施する事業を埼玉県による直接実施又は他の法人に移管させるなど、現在とは異なる事業の実施体制を構築し、当該法人の廃止について検討すべきである。

(17) (株) さいたまアリーナ

① 事業のあり方検討結果

ア スーパーアリーナ等管理運営業務

A 現行どおり

本事業は、さいたま市中央区に位置する多目的アリーナ「さいたまスーパーアリーナ」及び隣接する「けやきひろば」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成 12 年に当該施設が設置されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

さいたまスーパーアリーナはスポーツイベントやコンサート、展示会など様々な用途に対応し、最大 37,000 席を使用できる国内最大級の多目的アリーナであり、けやきひろばと合わせた来場者数は、年間約 500 万人となっている。

本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は黒字となっており、当該法人はその収益の一部を埼玉県に対して精算納付金として支払い、令和 5 年度の金額は約 13 億円となっている。このことから当該法人による適切な管理運営が行われているとことができ、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、本事業において多くの利益が上げられていることから、他の事業主体による参入は十分に可能と考えられる。埼玉県においては、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、県有施設である「さいたまスーパーアリーナ」及び「けやきひろば」の管理運営を行うことを主たる目的として、平成 9 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となったスーパーアリーナ等管理運営業務を始め各種事業を展開してきたが、当該事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(18) (公財) 埼玉県公園緑地協会

① 事業のあり方検討結果

ア 公園等施設管理運営事業（しらこぼと公園・川越公園・加須はなさき公園）

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

（県は新たな事業主体の掘り起こしを検討すべき）

本事業は、越谷市及びさいたま市に位置する県営公園「しらこぼと公園」、川越市に位置する同公園「川越公園」及び加須市に位置する同公園「加須はなさき公園」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。しらこぼと公園は昭和 54 年に、川越公園は昭和 63 年に、加須はなさき公園は平成 4 年に開設されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該各施設は、昭和 40 年代初頭の「海なし県の埼玉にも海を」という県民からの声が高まる中、大型レジャープールを有する公園として開設され、令和 5 年度の夏季プール来場者数合計は約 66 万人となっている。

他方、本事業に係る収支は、プール施設が本格稼働する夏季の約 2 月間の収入に依存しており、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は赤字となっている。こうした現状への対応策について当該法人は具体的な案を持ち合わせておらず、また当該各施設の設立目的をもって事業を継続することに意義を見出しており、戦略性がないまま漫然と経営を続けているように見受けられる。当該各施設は設置から約 30 年が経過し、施設全体に劣化が生じる中、このような経営が続けられることは適切とは言い難い。経営改善を進めるためには計画を立て、それに対する評価を繰り返すことで赤字の本質に辿り着く必要があり、そのようなノウハウを有する民間事業者等の活用が、指定管理者制度導入の趣旨からも求められる。

現在、当該施設の指定管理者の選定に当たっては当該法人のみの応募となっているが、埼玉県においては当該法人にしかできない事業なのかを考える必要があり、次期指定管理者の選定に当たっては、民間事業者の活力を用いて本事業の実施について見直しを図ることが期待できる新たな担い手の掘り起こしを積極的に進めることなどを検討すべきである。なお、埼玉県は検討を進めるに当たり、当該施設が収益性及び集客性を向上させるためにどうあるべきかを考えるなど、単に指定管理者を変更しただけの見直しとならないよう留意する必要がある。また当該施設以外の県営公園においては、有料施設を有しないなど収益性が見込めない公園もあることから、そのような公園については複数の公園で一体的に管理運営を行うことにより事業費を削減させる、あるいは規模の大きな施設の管理については反対に細分化するなどして担い手を増やしていくなど、県営公園全体として今後どのような管理運営を行っていくかという点についても、併せて検討を行うことが求められる。

なお、当該各施設について大規模な施設改修の計画がない中では、そう遠くない時期に本事業の継続は困難になるものとする。埼玉県においては、来場者 1 回当たりの利用に対する管理運営費用の妥当性を検証するなどした上で、これらプール施設のあり方の検討について早急に着手されたい。

イ 公園等施設管理運営事業（秋ヶ瀬公園）

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

（県は新たな事業主体の掘り起こしを検討すべき）

本事業は、さいたま市桜区に位置する県営公園「秋ヶ瀬公園」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。昭和 46 年に当該施設が開設されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該施設は荒川河川敷に設置され、約 100 ヘクタールの広大な敷地の中に、テニスコートなどの各種スポーツ施設やバーベキュー場等を有しており、令和 5 年度の有料施設利用者数は約 14 万人となっている。

他方、本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は赤字が続いている。さらにその収入に占める県費負担の割合は約 8 割と高い状況にあり、埼玉県からの業務委託に近い形になっているように見受けられる。創意工夫により当該施設の魅力・価値をさらに高めることで、収益性を向上させ、収入における県費負担の割合を下げることのできる余地は多分にあり、民間事業者等の有するノウハウの活用を目的とする指定管理者制度導入の趣旨からも求められる。

現在、当該施設の指定管理者の選定に当たっては当該法人のみの応募となっているが、都心からのアクセスのしやすさや、自然体感施設としての可能性を持つ施設であることを鑑みるに、新たな担い手の掘り起こしを行う価値が十分にあるものとする。埼玉県においては当該法人にしかできない事業なのかを考える必要があり、次期指定管理者の選定に当たっては、民間事業者の活力を用いて本事業の実施について見直しを図ることが期待できる新たな担い手の掘り起こしを積極的に進めることなどを検討すべきである。なお、埼玉県は検討を進めるに当たり、当該施設が収益性及び集客性を向上させるためにどうあるべきかを考えるなど、単に指定管理者を変更しただけの見直しとならないよう留意する必要がある。また当該施設以外の県営公園においては、有料施設を有しないなど収益性が見込めない公園もあることから、そのような公園については複数の公園で一体的に管理運営を行うことにより事業費を削減させる、あるいは規模の大きな施設の管理については反対に細分化するなどして担い手を増やしていくなど、県営公園全体として今後どのような管理運営を行っていくかという点についても、併せて検討を行うことが求められる。

ウ 公園等施設管理運営事業（こども動物自然公園）

Ｂ 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、東松山市に位置する県営公園「こども動物自然公園」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。昭和 55 年に当該施設が開設されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該公園は、比企丘陵約 79 ヘクタールの森の中で約 160 種類の動物を飼育しており、国内で唯一クオッカの展示を行うなど、令和 5 年度の来園者数は約 55 万人となっている。

他方、本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は赤字が続いている。さらにその収入に占める県費負担の割合は約 7 割と高い状況にあり、埼玉県からの業務委託に近い形になっているように見受けられる。今後は収益性を向上させ、収入における県費負担の割合を下げていくために、その目標を明確化し、実績に対する評価を繰り返すといった取組を行うよう検討すべきである。ここにしかない、当該法人にしかできないと言われるような、魅力・価値向上に繋がる取組を追求されたい。

他方、埼玉県においては、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

エ 公園等施設管理運営事業（熊谷スポーツ文化公園）

Ｂ 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、熊谷市に位置する県営公園「熊谷スポーツ文化公園」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成 3 年に当該施設が開設されて以降、当該法人が一貫して管理運営を行ってきた。

当該公園が有するラグビー場は、令和元年にはラグビーワールドカップ 2019 の会場、令和 3 年にはジャパンラグビーリーグワンに所属するラグビーチーム「埼玉パナソニックワイルドナイツ」のホームスタジアムとなるなどした結果、公園全体における令和 5 年度の施設利用者数は約 81 万人となっている。

本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は黒字となっているが、その収入に占める県費負担の割合は約 8 割と高い状況にあり、埼玉県からの業務委託に近い形になっているように見受けられる。今後は収益性を向上させ、収入における県費負担の割合を下げていくために、その目標を明確化し、実績に対する評価を繰り返すといった取組を行うよう検討すべきである。また、ラグビーチームのホームスタジアムであることの強みを生かした取組について早急に検討し、実行に移すべきである。ここにしかない、当該法人にしかできないと言われるような、魅力・価値向上に繋がる取組を追求されたい。

他方、埼玉県においては、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

オ 公園等施設管理運営事業（埼玉スタジアム 2002 公園）

B 執行方法の見直しを検討すべき

（法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき）

本事業は、さいたま市緑区に位置する県営公園「埼玉スタジアム 2002 公園」について、当該法人が指定管理者として管理運営を行うものである。平成 13 年に当該施設が開設されて以降、当該法人が管理運営に携わってきた。

当該施設は 2002FIFA ワールドカップを国内で開催するために建設されたサッカー専用スタジアムを有し、J リーグに加盟するプロサッカーチーム「浦和レッドダイヤモンズ」のホームスタジアムとなるなどした結果、令和 5 年度の有料施設利用者数は約 103 万人となっている。

本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間は黒字となっており、その収入に占める県費負担の割合も約 2 割と低い状況にある。このことから当該法人による適切な管理運営が行われているとすることができ、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、都心からのアクセスのしやすさや、多くの有料施設利用者数を誇る施設であることを鑑みるに、さらに収益性を向上させ、収入における県費負担の割合を下げることでできる余地は多分にあり、より高い目標を設定し、実績に対する評価を繰り返すといった取組を行うよう検討すべきである。当該施設の特徴とされる質の高い芝生の維持について、その管理により施設稼働率を上げられないことの難しさは承知するが、大勢の人が来場する施設として長く滞在して楽しんでもらえるような企画や、大規模試合開催時以外での事業の実施など、魅力・価値向上に繋がる取組を追求されたい。

他方、本事業において多くの利益が上げられていることから、他の事業主体による参入は十分に可能と考えられる。埼玉県においては、次期指定管理者の選定に当たっては、新たな活力の活用が期待できる担い手の掘り起こしについても積極的に検討を進められたい。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、埼玉県が設置した水上公園施設等の管理運営に協力し、県内の都市公園事業を後援するとともに、県民の公園に対する理解を深めることを目的として、昭和 46 年にその前身となる（財）埼玉県水上公園協会が設立され、その後昭和 54 年に、埼玉県からの管理受託施設の増加や事業の拡大などを理由に（財）埼玉県公園緑地協会へと改組された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 5 事業を始め各種事業を展開してきたが、しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園及び秋ヶ瀬公園の管理運営事業については①に記載のとおり、埼玉県は新たな事業主体の掘り起こしについて検討すべきである。他方、他の公園についてはより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しが図られる限りにおいて、当該法人をもって事業を実施することは適当

と考えられる。

なお、新たな事業主体の掘り起こしについて検討すべきとまではしていない公園についても、他の事業主体による参入は十分に可能と考えられ、埼玉県においては当該法人に事業を担わせることの意義を常に考えていく必要がある。各種公園にはそれぞれの特性があり、その公園ごとの収益率及び収入における県費負担の割合について埼玉県としても見込みを立て、その実績を検証するなど、事業主体に対する評価を行うことなどについても検討すべきである。

(19) 埼玉県住宅供給公社

① 事業のあり方検討結果

ア 県営住宅等管理受託事業

A 現行どおり

本事業は、「公営住宅法」の規定に基づき、当該法人が一般県営住宅の管理運営を代行し、併せて特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅について、指定管理者として管理運営を行うものである。

公営住宅は住宅困窮者に対するセーフティネットの役割を持っており、令和5年度における管理戸数約 28,000 戸に対する入居率は約 85%となっている。

一般県営住宅について、入居者の決定や滞納者への明渡請求等の権限行為を含めて管理を代行させることができるのは、公営住宅法の規定により市町村又は地方住宅供給公社のみとされており、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

また、特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅についても、その多くが一般県営住宅に併設されており、一般県営住宅の管理代行者である当該法人が併せて管理を行うことが効率的とされることなどから、同様に当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

イ 住宅相談業務受託事業

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が住宅に関する総合的な相談窓口である住まい相談プラザにおいて、高齢者など住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者への情報提供、公営住宅等の募集案内及び弁護士など専門家による無料相談等を行うものである。

令和5年度の相談件数は約1万件で、そのうち約7割以上が公営住宅に関する相談となっており、アの事業及び県内13市の市営住宅の管理運営を

行う当該法人が本事業を実施することが効率的とされることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な住宅を供給することを目的として、昭和 30 年に前身となる（財）埼玉県住宅協会として発足し、その後昭和 40 年に「地方住宅供給公社法」の施行に伴い、現在の法人形態へと改組された。なお、平成 11 年には（財）埼玉県住宅サービス公社と、平成 12 年には（財）埼玉県都市整備公社と統合している。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 2 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 2 事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(20) (株) さいたまリバーフロンティア

① 事業のあり方検討結果

ア ゴルフ場の運営・管理

Ｃ 事業主体の見直しを検討すべき

（県は他のあらゆる事業主体による事業の実施について検討すべき）

本事業は、いわゆる会員権を発行しないパブリックゴルフ場として、当該法人が吉見ゴルフ場、大麻生ゴルフ場及び上里ゴルフ場の管理運営を行うものである。

当該各施設の利用者数は令和 3 年度以降の直近 3 年間で約 18 万人を維持しており、県民の余暇活動の充実に一役買っているものと考えられる。これらは当初、いずれも県営ゴルフ場として開設されたものだが、その見直しが求められたことから、地方公営企業である埼玉県企業局及び地元市町、民間事業者の出資によって当該法人が平成 12 年に設立され、ゴルフ場の管理運営が移管された。

吉見ゴルフ場及び大麻生ゴルフ場は企業局が普通財産として所有しており、これらについて企業局は、法人の設立経緯などを理由に、いわゆる特命随意契約により当該法人と賃貸借契約を締結している。当該法人からは毎年、普通財産の貸付に対して 3 億円を超える使用料が納付されており、これらは地方公営企業体である企業局にとって重要な収入源となっている。他方、企業局は当該法人に対して補助金等の交付は行っていないが、埼玉県からの派遣職員に係る人件費は当該法人の収入により賄われているとともに、本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間

は黒字となっている。

各ゴルフ場は国有地を含む河川敷にあるため、法人設立当時の建設省（現：国土交通省）から、運営主体が民間事業者である場合には国又は地方公共団体が出資した法人とするよう指導があり、当該法人に管理運営を移管した経緯がある。しかしながら、当該指導内容は平成 17 年 3 月の国土交通省発出通知により、現在は廃止されている。

建設省からの指導においては、このほかパブリック制にすること、また料金をできるだけ低額とすることとされており、これらの内容は現在まで維持されている。しかしながら、埼玉県指定出資法人である当該法人でなければそれらを遵守できないとまでは言えず、当該法人が引き続き事業を実施することの積極的な理由にはなり得ない。また、本事業に関する収支は、少なくとも令和 3 年度以降の直近 3 年間においては多くの利益が上げられていることから、他の事業主体による参入も十分に可能と考えられる。

今やゴルフは子供から高齢者まで広く親しまれるスポーツとなったが、いわゆる会員権を発行するメンバーシップゴルフ場においても利用しやすい環境へと変化していることから、今後は当該各施設においても利用者数を確保するため、創意工夫により魅力・価値をさらに高める管理運営が求められるようになる。ゴルフ利用者以外にも楽しめて集客が見込めるよう事業の多角化を行う、あるいは県民に対する開放日のようなイベントを実施するなど、公共性のある施設として受益者を広げていけるような取組を行うことのできる事業主体が管理運営を担うことが望ましい。

よって埼玉県においては、今後吉見ゴルフ場及び大麻生ゴルフ場の賃貸借契約を行う場合には、より幅広い事業主体の参入を促し、最も優れた提案を行った者との契約を締結すべきである。

② 組織のあり方検討結果

I 法人の廃止を検討すべき

（県は法人への関与の廃止を検討すべきだが、現在の状況からは県の判断を尊重）

当該法人は、官民の役割分担の見直しを含めた行財政改革に基づき、民間の経営感覚を活かした効率的なゴルフ場運営等を行い、より一層の県民サービスの向上を図るとともに、地域振興に寄与することを目的として、地方公営企業である埼玉県企業局及び地元市町、民間事業者の出資によって平成 12 年に設立された。

地方公営企業は、企業性・経済性の発揮と、公共の福祉の増進を経営の基本原則としており、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされている。①に記載のとおり、当該法人からは毎年、普通財産の貸付に対して 3 億円を超える使用料が納付されており、これらは地方公営企業体である企業局にとって重要な収入源となっている。

当該法人は県営ゴルフ場の見直しが求められた際に、当時の建設省から運営主体に係る指導を踏まえて新たな管理運営の担い手として設立され、今回の事業のあり方検討の対象となったゴルフ場の管理運営事業を展開してきた経緯があるが、建設省からの運営主体に係る指導内容は現在廃止さ

れていることから、埼玉県が当該法人を出資法人として存続させることの意義は相対的に低下していると言える。

よって、ゴルフ場の管理運営事業においては、幅広い事業主体の参入を促し、最も優れた提案を行った者との契約を締結することが望ましいため、埼玉県としては、出資法人としての関与の廃止について検討すべきである。

他方、当該法人への関与は、一般的な行政活動とは異なる地方公営企業という枠組みにより、公営企業管理者の経営判断により行われているものである。当該法人における収支はゴルフ場の管理運営事業を通じて黒字となっており、埼玉県による普通財産の貸付に対して毎年3億円を超える使用料を納付している現在の状況からはこの判断を尊重することとしたいが、今後当該法人を取り巻く環境が変化した場合には、それに応じた適切な関与について検討がなされることを望む。

(21) (公財) 埼玉県下水道公社

① 事業のあり方検討結果

ア 流域下水道維持管理運営事業（流域分）

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が荒川左岸南部、荒川左岸北部、荒川右岸、中川及び古利根川の5つの流域下水道における維持管理運営を行うものである。

当該法人は、下水道処理施設における機器の操作・監視等の業務を民間事業者へ委託して行っているが、絶え間なく流域下水道サービスを提供するためには当該民間事業者への的確な指示及び監督、現場に精通した技術力が求められる。このことから、県の人事ローテーションから切り離れた当該法人による運営を行うとされており、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

なお、物価高騰に伴う事業費の上昇、人口減少に伴う技術職員の減少、頻発する豪雨に備えるための浸水対策等、下水道事業が抱える課題に対処するためにはDXを始めとした新技術の活用が有効と考えられることから、当該法人及び埼玉県においては、積極的な情報収集及び調査研究が行われたい。また、埼玉県においては現在令和9年度に向けてウォーターPPPの導入を検討しているが、その対象施設については具体的な基準を設けて判断を行うべきである。

イ 流域下水道建設改良事業（荒川左岸南部・荒川左岸北部・荒川右岸・中川下水道事務所分）

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が荒川左岸南部、荒川左岸北部、荒川右岸、中川及び古利根川の5つの流域下水道における水循環センター等の改築工事に係る設計及び施工管理を行うものである。

埼玉県においては流域下水道に係る業務について、その設置・管理、施策の企画立案を県が、維持管理運営に関する業務（アの事業）を当該法人が担うという役割分担のもとに行っているが、本事業では維持管理運営と一体的に行うことが効率的とされる部分的な改築事業を実施するとされていることなどから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

ウ 再生水事業

A 現行どおり

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人がさいたま市下水処理センターの下水処理水について、隣接する再生水処理施設である「さいたま新都心浄化プラント」において高度処理を行い、さいたま新都心地区に雑用水として供給するものである。

本事業は、下水道資源の有効活用の観点からアの事業と一体的に行われるものであり、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、県民が健康で文化的な生活を営むために不可欠な公共施設であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を目的とする下水道の維持管理を行うため、昭和54年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった3事業を始め各種事業を展開してきたが、これらの事業については①のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(22) (公財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

① 事業のあり方検討結果

ア 発掘調査・整理報告書作成事業

A 現行どおり

本事業は、国・埼玉県等の開発事業に係る県内の埋蔵文化財包蔵地の発掘調査、また出土資料に係る整理報告書の作成を行うものである。

これまでの文化庁発出通知においては、都道府県の役割として大規模な埋蔵文化財の発掘調査・整理報告書作成を行うことが求められており、その実施は地方公共団体の文化財主管課内の調査部門、公立調査組織、財団調査組織が行うという原則が示されている。また、当該法人のほかには本事業と類似の事業を実施する法人がないことから、当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

イ 埋蔵文化財保存活用事業

B 執行方法の見直しを検討すべき

(法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき)

本事業は、埼玉県からの委託契約に基づき、当該法人が埼玉県文化財収蔵施設に収蔵されている出土文化財について保存処理を行うとともに、小中学校向けの出前授業や遺跡見学会等などを行うものである。

当該法人は学校教育を始めとした様々な場面で県民が当該文化財に触れる機会を提供し、令和5年度における資料の利用点数は6,000件以上となっている。

出土文化財は埼玉県における歴史や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な歴史的遺産であり、埋蔵文化財に関する高い技術力や専門職員体制を有する当該法人による事業の実施は適当と考えられる。

他方、県費により実施される事業であるからには、本事業の実施により県民にどのような利益がもたらされるのかということを常に考えていかなければならない。埼玉県及び当該法人においては、収益性とは異なる面で本事業の実施について意義を示し、その魅力・価値をより高めていくためにも、埼玉県の埋蔵文化財が持つ魅力を可視化できるようデジタル技術の活用等による取組の実施について検討すべきである。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、埋蔵文化財の調査研究・記録保存を行うとともに、埋蔵文化財の保護思想の啓発・普及を図り、本県文化の向上に寄与することを目的

として、昭和 55 年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった 2 事業を始め各種事業を展開してきたが、当該 2 事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

(23) (公財) 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

① 事業のあり方検討結果

A 公益目的事業 1 (広報啓発活動、地域及び職域における組織の結成及び活動の促進を図ること等)

B 執行方法の見直しを検討すべき

(法人はより効果的・効率的な運営となるよう実施方法の見直しを検討すべき)

本事業は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき、埼玉県から「都道府県暴力追放運動推進センター」の指定を受けた当該法人が、暴力追放及び薬物乱用防止について、その意識高揚のための広報啓発活動等を行うものである。

当該法人は昭和 63 年に県内で薬物を使用した暴力団員による殺傷事件の発生を受けて設立され、それ以降、警察本部等と連携しながら本事業を実施してきた。

他方、当該法人は設立から 30 年以上が経過しており、現在に至るまでには「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が改正されたことにより不当要求の規制が強化され、また「埼玉県暴力団排除条例」が制定されるなどしたことから、暴力団員の数は年々減少傾向にあり、当該法人を取り巻く環境は設立当時から大きく変化している。

暴力団員及び薬物乱用に係る事件が存在する中では引き続き事業の実施が求められるが、本事業の実施により培った経験やノウハウを活用し、薬物乱用者に対する更生の支援、又は事業の対象を若者による市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）やいわゆる闇バイトなど県民の身近に潜む社会問題に広げるなど、時代の変化に合わせた事業内容の見直しについて検討すべきである。

また、県費により実施される事業であるからには、本事業の実施がどのように暴力追放及び薬物乱用防止等に繋がるのかということを常に考えていかなければならない。当該法人においては、本事業を実施する上での成果指標を適切に設定し、効果的な事業の運営に繋がりたい。

② 組織のあり方検討結果

Ⅲ 存続

当該法人は、関係機関、関係団体との連携の下に、広く県民の暴力追放及び薬物乱用防止に関する意識の普及高揚を図るとともに、暴力追放及び薬物乱用防止のための地域及び職域における活動等を推進し、もって暴力及び薬物乱用のない安全で平穏なまちづくりに寄与することを目的として、平成元年に設立された。

これまで当該法人においては、今回の事業のあり方検討の対象となった公益目的事業1（広報啓発活動、地域及び職域における組織の結成及び活動の促進を図ること等）を始め各種事業を展開してきたが、当該事業については①に記載のとおりであり、当該法人をもって事業を実施することは適当と考えられる。

6 今後の取組について

本報告書は、限られた時間と情報の中で検討を行い、我々委員の立場から今後の指定出資法人の改革の方向性について示したものである。

今後埼玉県においては、本報告書の内容を踏まえ、遅くとも令和7年度内に改革の具体的な実施方針を策定した上で、出資法人改革に取り組まれることを期待する。

本報告書において検討を求めるものは、速やかに見直しを行うべきものから中長期的な視点に立って見直しを行うべきものなど様々である。各指定出資法人が実施する事業及び法人組織は、時代の変化に取り残されているといった印象を受けるものも多くあり、埼玉県及び各指定出資法人においては、その状況に危機感を持ち、将来の展望を踏まえて検討を進めていく必要がある。乗り越えなければならない課題も多くあるものと思われるが、計画を立て、数値目標等を設定し、それに対する評価を繰り返すことで、時代の変化に合わせた改革が着実に行われるよう、進取の精神を持って迅速に取組を進めるべきである。なお、事業のあり方検討において「現行どおり」と判定した事業、また組織のあり方検討において「存続」と判定した法人についても、それは単に現状維持を望むというものではなく、時代の変化に合わせて常に見直しを行ってほしい。少子高齢化等を背景に人手不足など様々な課題に直面する中で、指定出資法人が引き続き県の業務の補完的・代替的機能を果たしていくためには、埼玉県としてもこれらの課題に対する対応方針を示していく必要がある。

最後に、本報告書の内容が着実に実行され、改革が先延ばしにされることのないよう、埼玉県及び各指定出資法人における熟慮断行を切に願う。

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 出資法人の指導監督等に関する要綱第9条に基づき、指定出資法人のあり方について専門的な見地から提言を得るため、「埼玉県指定出資法人あり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に提言する。

- (1) 指定出資法人が実施する事業のあり方に関する事
- (2) 指定出資法人の組織のあり方に関する事
- (3) その他指定出資法人のあり方に関する事

(組織)

第3条 委員会は、法人経営等について優れた見識を有する者のうちから、知事が依頼する委員9名以内で組織する。

2 委員の任期は、前条に掲げる事項について、知事に提言する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 やむを得ない理由により会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。

4 前項により提出された委員の意見は、委員が会議に出席したものとみなしてその意見を取り扱う。

(会議の公開・非公開)

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、会議の公平かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合には、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(指定出資法人の事業等に関する調査)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員に対し、指定出資法人の事業等に関する調査を行い、委員会に報告するよう求めることができる。

2 委員が、前項の調査を行った場合は、会議に出席したときと同様に取り扱う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

指定出資法人が実施する事業一覧

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
1	(株) 秩父開発機構	秩父ミュージズパーク指定管理業務（ハード）	206,562	196,785
		秩父ミュージズパーク指定管理業務（ソフト）	0	0
		埼玉県長瀬射撃場指定管理業務（ハード）	41,100	9,492
		埼玉県長瀬射撃場指定管理業務（ソフト）	0	0
		本社事業	33,944	350
2	埼玉新都市交通（株）	鉄道事業による一般運輸事業	3,015,672	0
3	埼玉高速鉄道（株）	鉄道事業	6,798,067	0
4	(公財) いきいき埼玉	県民活動総合センター管理事業	433,219	319,411
		埼玉未来大学運営事業	94,094	84,768
		シニアパワーステーション支援事業	40,315	16,322
		高齢者いきいきライフ推進事業費	24,954	4,524
		就労意欲のある高齢者の雇用・就業及び能力活用の促進に関する事業（シルバー人材センター連合事業を除く）	3,785,331	0
		法人会計	1,701	711
5	(公財) 埼玉県芸術文化振興財団	県立文化施設管理事業	1,536,841	1,097,691
6	(公財) 埼玉県国際交流協会	グローバル人材育成センター埼玉事業	102,281	72,959
		外国人総合相談センター設置事業	17,492	17,492
		日本語教室支援事業	3,637	3,637
		高校進学ガイダンス実施事業	1,087	1,087
		写真撮影事業	27,032	0
		彩の国さいたま国際協力基金助成事業	5,365	5,000
		NGO 活動発表支援事業	5,175	0
		協会法人会計	4,649	0
		日本語力が十分でない外国人のための総合的支援	3,817	0
		ホームステイボランティア（ホストファミリー）の登録、紹介	1,215	0
		外国人のための災害時支援	708	0
		通訳・翻訳ボランティアの登録・紹介	550	0
7	(公財) 埼玉県消防協会	表彰事業	9,297	1,898
		普及啓発・活性化事業	5,252	1,070
		研修事業	4,797	980
		慰霊祭事業	2,989	607
		消防操法大会事業	1,104	225

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
7	（公財）埼玉県消防協会（続き）	福利厚生事業	4,011	0
		協会法人会計	7,860	0
8	（公財）さいたま緑のトラスト協会	緑のトラスト保全地 保全管理・運営事業	20,917	19,368
		さいたま緑のトラスト基金 募金・広報活動事業	8,282	7,810
		緑のトラスト運動 普及啓発事業	2,600	1,155
		法人管理運営事業	2,192	410
9	（福）埼玉県社会福祉事業団	嵐山郷指定管理事業	3,116,834	539,635
		上里学園指定管理事業	565,939	553,543
		おお里指定管理事業	451,547	441,150
		いわつき指定管理事業	406,735	400,371
		障害者交流センター指定管理事業	387,088	383,662
		皆光園障害者歯科診療所指定管理事業	116,907	77,525
		そうか光生園障害者歯科診療所指定管理事業	78,885	56,328
		あさか向陽園障害者歯科診療所指定管理事業	83,805	52,060
		聴覚障害児聴能訓練事業	33,795	33,795
		聴覚障害児支援センター事業	14,400	14,400
		パスポートが身近になる環境づくり事業・彩の国ふれあいピック等開催事業	6,470	6,470
		障害者パソコン教室開催事業	330	330
		障害者支援施設あげお運営事業	660,221	2,425
		障害者支援施設花園運営事業	612,759	1,962
		障害者支援施設皆光園運営事業	570,645	1,051
		障害者支援施設そうか光生園運営事業	339,080	1,203
		障害者支援施設あさか向陽園運営事業	241,375	880
		北本市立あすなろ学園運営事業	138,679	0
		いわつき乳児院運営事業	112,419	0
		嵐山郷しらこぼと保育園運営事業	70,915	0
		嵐山郷共同生活援助事業	60,098	0
		嵐山郷日中一時支援事業	369	0
		本部事務局	247,023	0
10	（公財）埼玉県生活衛生営業指導センター	生活衛生関係営業対策事業	24,460	12,410
		生活衛生営業振興事業	800	800
		センター管理運営事業	4,041	140
		全国生活衛生営業指導センターの受託事業	1,369	0

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
10	（公財）埼玉県生活衛生営業指導センター（続き）	クリーニング師研修等事業	1,207	0
		標準営業約款登録事業	149	0
11	（公財）埼玉県産業文化センター	ホール管理事業	385,251	14,134
		ビル貸出管理事業（会議室・展示場）	278,270	0
		テナント・受託施設管理事業	242,595	25,211
		駐車場管理事業	171,478	0
		文化振興事業	102,974	0
		産業振興事業	17,334	0
		社会貢献事業	15,766	0
		広報活動事業	12,154	0
		付帯サービス事業	11,787	0
		コンベンション誘致・支援事業	5,251	0
		国際交流事業	2,971	0
		ビル貸出管理事業（市民ホール・イベント広場）	49,230	0
		地域交流事業	4,891	0
12	（公財）埼玉県産業振興公社	総務管理費	418,924	418,924
		創業・ベンチャー支援事業費	56,408	56,408
		次世代ものづくり産業イノベーション支援事業	52,360	52,360
		埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務	47,722	47,722
		県内企業デジタルトランスフォーメーション推進事業	29,016	29,016
		サーキュラーエコノミー推進事業	19,673	19,673
		BCP 策定支援事業	13,124	13,124
		受注企業振興助成事業	11,507	10,897
		中小企業支援センター事業	11,420	10,660
		自動車サプライヤー業態転換支援事業	10,113	10,113
		サービス産業事業者デジタル技術活用推進事業	5,100	5,100
		次世代ものづくり産業イノベーション支援事業	4,215	4,215
		よろず支援拠点事業	178,075	0
		取引あっせん事業	64,356	0
		研修事業	51,688	0
		明日を担うものづくり人材育成事業	0	0
		総務共通費	47,362	0
		知財総合支援窓口設置事業	32,536	0

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
12	(公財) 埼玉県産業振興公社（続き）	自動車サプライヤー業態転換支援事業	24,338	0
		知財経営促進・人材育成事業	6,195	0
		マネジメントシステム導入支援事業	4,709	0
		中小企業情報提供事業	4,300	0
		ICT 活用サポート事業	0	0
		公社内 ICT 管理事業	0	0
		若手経営者支援事業（フォース 21）	2,281	0
		一般管理費	2,018	0
		埼玉県発明協会からの業務委託事業	399	0
		機器更新費	332	0
		職員能力開発費	192	0
		中小企業海外展開支援事業	170	0
		競争的資金獲得支援事業	104	0
		貸与事後処理	36	0
		川口市受託事業	14	0
		地域中核企業投資育成事業	0	0
13	(公社) 埼玉県農林公社	<u>種苗センター管理事業（ハード）</u>	<u>174,100</u>	<u>139,608</u>
		<u>種苗センター管理事業（ソフト）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>基盤整備事業</u>	<u>168,596</u>	<u>46,695</u>
		<u>農地中間管理事業</u>	<u>157,289</u>	<u>44,096</u>
		農林公園管理事業（ハード）	116,349	110,663
		農林公園管理事業（ソフト）	0	0
		県営林受託事業	<u>108,137</u>	<u>108,130</u>
		見沼農業振興事業	42,297	651
		森林科学館管理事業（ハード）	22,076	21,893
		森林科学館管理事業（ソフト）	0	0
		県民の森管理事業（ハード）	18,071	17,972
		県民の森管理事業（ソフト）	0	0
		青年農業者等育成センター事業（担い手育成塾）	5,590	5,590
		林業労働力確保促進事業	2,404	2,300
		森づくり支援事業	2,071	2,071
		青年農業者等育成センター事業（企業参入連携）	600	600
		<u>分収林事業</u>	<u>569,450</u>	<u>549,372</u>

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
13	(公社) 埼玉県農林公社（続き）	農林産物等販売事業（農林公園）	31,827	84
		農作業受託等事業	13,197	0
		林業労働力確保促進事業	7,194	0
		森づくり支援事業	6,026	0
		青年農業者の育成事業	4,693	500
		農業用施設管理受託事業	3,677	0
		新規就農希望者への技術習得研修事業	2,915	0
		農林産物販売事業（森林科学館）	961	0
		農林産物販売事業（県民の森）	34	0
		農林公社法人会計	27,576	27,167
14	埼玉県道路公社	県受託事業	1,180,225	1,180,225
		市町村受託事業（橋梁点検地域一括発注）	25,270	0
		有料道路事業	713,339	0
		駐車場事業	49,367	0
15	埼玉県土地開発公社	あっせん等事業（用地取得あっせん等事業）	112,302	112,302
		困難案件	13,013	13,013
		埼玉県事業緊急枠	0	0
		公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条に基づく事業	0	0
		公有地取得事業（先行取得事業）	1,260,649	0
		あっせん等事業	36,395	0
		補償説明業務	21,884	0
		土地造成事業	19,411	0
		その他公有地取得事業（支払債務）	7,976	0
16	(一財) 埼玉県河川公社	公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条に基づく事業	0	0
		マリーナ事業	98,725	0
		調査・研究事業	804	0
		体験クルージング	556	0
17	(株) さいたまアリーナ	法人会計	1,955	0
		スーパーアリーナ等管理運営業務（ハード）	1,748,584	12,633
		スーパーアリーナ等管理運営業務（ソフト）	2,814,499	0
18	(公財) 埼玉県公園緑地協会	さいたま市受託事業（①歩行者デッキ等維持管理、②共同溝管理）	74,559	0
		公園等施設管理運営事業（こども動物自然公園）	716,474	515,729
		公園等施設管理運営事業（埼玉スタジアム2002公園）	346,232	68,045

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
18	(公財) 埼玉県公園緑地協会（続き）	<u>公園等施設管理運営事業（川越公園）</u>	314,718	112,108
		公園等施設管理運営事業（所沢航空記念公園）	169,652	115,661
		公園等施設管理運営事業（羽生水郷公園）	250,220	200,999
		<u>公園等施設管理運営事業（熊谷スポーツ文化公園）</u>	584,192	528,203
		公園等施設管理運営事業（県民健康福祉村）	124,851	99,970
		<u>公園等施設管理運営事業（しらこぼと公園）</u>	347,465	109,050
		<u>公園等施設管理運営事業（加須はなさき公園）</u>	213,991	150,628
		<u>公園等施設管理運営事業（秋ヶ瀬公園）</u>	133,109	96,666
		公園等施設管理運営事業（上尾運動公園）	150,082	150,082
		公園等施設管理運営事業（久喜菖蒲公園）	59,500	53,760
		公園等施設管理運営事業（大宮第二公園）	100,886	55,916
		公園等施設管理運営事業（戸田公園）	89,504	89,504
		教育関連事業（埼玉スタ、熊スポ、上尾、戸田、秋ヶ瀬、しらこぼと、福祉村、所沢、川越、羽生、加須、大宮、久喜）	10,309	0
		教育関連事業（こども動物自然公園）	0	0
		スポーツ普及・啓発事業（熊谷、上尾、戸田、秋ヶ瀬、しらこぼと、所沢、川越、羽生、加須、大宮、久喜）	119,443	0
		埼玉スタジアム 2002（スポーツ普及・啓発事業）	0	0
		県民健康福祉村（スポーツ普及・啓発事業）	0	0
		連携・協働事業（埼玉スタ、熊谷、動物園、秋ヶ瀬、しらこぼと、所沢、川越、大宮、久喜、全公園）	329	0
		大宮第二公園（連携・協働事業）	0	0
		<u>公園にぎわい創出事業（埼玉スタ、熊谷、動物園、上尾、戸田、秋ヶ瀬、しらこぼと、所沢、川越、羽生、加須）</u>	0	0
		芸術・文化普及事業（熊谷、動物園、所沢、羽生、加須、大宮）	0	0
		利用者サポート事業（県民健康）	0	0
		利用者サポート事業（羽生）	0	0
		PR・情報発信事業（全公園）	0	0
		飲食サービス・物品販売事業（埼玉スタ、熊谷、動物園、上尾、戸田、秋ヶ瀬、しらこぼと、県民健康、所沢、川越、羽生、加須、大宮、久喜）	358,090	0
		看板広告事業（埼玉スタ、熊谷、動物園、川越）	0	0
		貸自転車事業（熊谷、しらこぼと、県民健康、羽生、加須、久喜）	0	0
		その他（貸用具等）事業（熊谷、動物園、上尾、戸田、秋ヶ瀬、しらこぼと、県民健康、所沢、川越、羽生、加須、大宮、久喜）	109,164	0
		有料駐車場事業（動物園、しらこぼと、所沢、川越、加須）	40,669	0
		魚釣場事業（しらこぼと、川越、加須、久喜）	0	0

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
18	(公財) 埼玉県公園緑地協会（続き）	<u>パターゴルフ事業（加須）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>緑化推進事業（埼玉スタ、熊谷、動物園、上尾、戸田、秋ヶ瀬、福祉村、所沢、川越、羽生、加須、大宮）</u>	<u>1,660</u>	<u>0</u>
		<u>公園等施設管理運営事業（智光山公園）</u>	<u>298,422</u>	<u>0</u>
		<u>協会法人会計</u>	<u>60,936</u>	<u>7,506</u>
		<u>鴻巣市コウノトリ野生復帰センター コウノトリ飼育業務受託</u>	<u>13,814</u>	<u>0</u>
		<u>吉川地区江戸川広域運動公園管理受託</u>	<u>21,175</u>	<u>0</u>
		<u>ムサシトミヨ保護センター管理受託</u>	<u>15,191</u>	<u>0</u>
		<u>教育関連事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>スポーツ普及・啓発事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>連携・協働事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>公園にぎわい創出事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>芸術・文化普及事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>飲食サービス・物品販売事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>その他（貸用具等）事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>魚釣り事業（智光山）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
19	埼玉県住宅供給公社	<u>県営住宅等管理受託事業</u>	<u>5,179,540</u>	<u>5,179,540</u>
		<u>住宅相談業務受託事業</u>	<u>7,447</u>	<u>4,096</u>
		<u>公社賃貸住宅等管理事業</u>	<u>1,366,510</u>	<u>0</u>
		<u>マンション等管理受託事業</u>	<u>1,178,332</u>	<u>0</u>
		<u>公営住宅等管理事業（うち市町村営住宅等管理受託事業）</u>	<u>1,131,028</u>	<u>0</u>
		<u>特優賃等管理事業</u>	<u>443,921</u>	<u>0</u>
		<u>まちづくり支援事業</u>	<u>121,484</u>	<u>0</u>
		<u>割賦金等回収業務</u>	<u>19,976</u>	<u>0</u>
		<u>賃貸住宅等建設支援事業</u>	<u>16,070</u>	<u>0</u>
		<u>一般共通部門（法人会計）</u>	<u>384,324</u>	<u>0</u>
		<u>ゴルフ場の運営・管理</u>	<u>1,494,438</u>	<u>0</u>
20	(株) さいたまリバーフロンティア	<u>流域下水道維持管理運営事業（流域分）</u>	<u>22,027,106</u>	<u>22,023,495</u>
21	(公財) 埼玉県下水道公社	<u>流域下水道維持管理運営事業（包括監視分）</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
		<u>再生水事業</u>	<u>71,115</u>	<u>71,115</u>
		<u>流域下水道建設改良事業（荒川左岸南部下水道事務所分）</u>	<u>515,901</u>	<u>515,901</u>
		<u>流域下水道建設改良事業（荒川右岸下水道事務所分）</u>	<u>190,593</u>	<u>190,593</u>
		<u>流域下水道建設改良事業（荒川左岸北部下水道事務所分）</u>	<u>413,195</u>	<u>413,195</u>
		<u>流域下水道建設改良事業（中川下水道事務所分）</u>	<u>130,449</u>	<u>130,449</u>
		<u>流域下水道建設改良事業（中川下水道事務所分）</u>	<u>130,449</u>	<u>130,449</u>

No.	法人名	事業名（下線の事業は本委員会における対象事業）	R5 年度事業コスト （千円）※	うち県費充当額 （千円）
21	（公財）埼玉県下水道公社（続き）	普及啓発事業	447	0
		公共支援事業	859	0
		単独研究事業・共同研究事業	5	0
		一般管理費	58,480	54,529
22	（公財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団	<u>埋蔵文化財保存活用事業</u>	<u>44,993</u>	<u>44,993</u>
		<u>発掘調査・整理報告書作成事業</u>	<u>1,120,328</u>	<u>257,433</u>
23	（公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防 止センター	<u>公益目的事業 1（広報啓発活動、地域及び職域における組織の結成及び活動の促進を図ること等）</u>	<u>21,438</u>	<u>8,394</u>
		公益目的事業 2（暴力追放及び薬物乱用防止に係る相談事業、被害者等の保護、救済活動、暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動事業等）	2,230	240
		法人会計	12,951	101

※R5 年度事業コストが 0 千円となっている事業には、他の事業と事業コストが不可分の関係にあるなどの理由から、他の事業における事業コストに合わせて計上しているものがある。

埼玉県による指定出資法人の組織形態の課題等に関する点検結果一覧

	点検の視点																			
	1 法人設置の 必要性からの点検				2 事業の必要性からの点検								3 経営面からの 点検				4 県の関与に関する 点検			
	①法人の 設立目的が まだ達成さ れていない 、または存 在意義があ るか。	②法人の 設立目的と 現在の主たる 事業内容が 合致してい るか。	③現在の 法人の形態 （公益法人 や株式会社 など）以外 に法人を設 置できない か。	④法人を 単独で設置 して主たる 事業を行わ せる必要は あるか。	①法人が 行う主たる 事業につい て、公共性 ・公益性は あるか。	②法人が 行う主たる 事業につい て、県との 役割分担は 整理できて いるか。	③法令等 により県や 法人以外が 実施すると されている 事業や市町 村が実施す る事業との 類似事業を 実施してい ないか。	④主たる 事業につい て、民間（ 地方公共団 体の出資等 がない法人 。以下同じ 。）と競合 する事業を 実施してい ないか。	⑤主たる 事業につい て、民間の 自主的な活 動に委ねる ことが困難 または不適 当であり、 県の支援が 必要である か。	⑥主たる 事業につい て、県が直 接実施する よりも法人 が実施した 方が弾力的 かつ効率的 な事業展開 が見込まれ るか。	⑦主たる 事業につい て、民間に 委ねる方が 効率的では ないか。	⑧主たる 事業の実施 に当たり、 民間などに 適当な事業 主体はない か。	①法人の 経営は健全 かつ安定し たものとな っているか 。	②法人は 将来的な財 務上のリス クを抱えて いないか。	③法人の 組織規模は 小規模なも のとなってい ないか。	④法人職 員の年齢構 成に偏りは ないか。	①県の関 与は法令等 で定められ た義務的な ものか。	②県は引 き続き法人 が実施する 事業に関与 する必要は あるか。	③県への 依存度合い （財政負担 割合・人的 支援割合） は高いもの となってい ないか。	④県にと って将来的 な財政リス クはないか 。
（株）秩父開発機構	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	○
埼玉新都市交通（株）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○
埼玉高速鉄道（株）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
（公財）いきいき埼玉	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（公財）埼玉県芸術文化振興財団	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○
（公財）埼玉県国際交流協会	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
（公財）埼玉県消防協会	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○
（公財）さいたま緑のトラスト協会	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	○
（福）埼玉県社会福祉事業団	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○
（公財）埼玉県生活衛生営業指導センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	○
（公財）埼玉県産業文化センター	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○

	点検の視点																			
	1 法人設置の 必要性からの点検				2 事業の必要性からの点検								3 経営面からの 点検				4 県の関与に関する 点検			
	①法人の 設立目的が まだ達成さ れていない 、または存 在意義があ るか。	②法人の設 立目的と現 在の主たる 事業内容が 合致してい るか。	③現在の法 人の形態（ 公益法人や 株式会社な ど）以外に 法人を設置 でき ないか。	④法人を単 独で設置し て主たる事 業を行わせ る必要性は あるか。	①法人が行 う主たる事 業について 、公共性・ 公益性はあ るか。	②法人が行 う主たる事 業について 、県との役 割分担は整 理できいて るか。	③法令等 により県や 法人以外が 実施すると されている 事業や市町 村が実施す る事業との 類似事業を 実施してい ないか。	④主たる 事業につい て、民間（ 地方公共団 体の出資等 がない法人 。以下同じ 。）と競合 する事業を 実施してい ないか。	⑤主たる 事業につい て、民間の 自主的な活 動に委ねる ことが困難 または不 適当であり 、県の支援 が必要であ るか。	⑥主たる 事業につい て、県が直 接実施する よりも法人 が実施した 方が弾力的 かつ効率的 な事業展開 が見込まれ るか。	⑦主たる 事業につい て、民間に 委ねる方が 効率的では ないか。	⑧主たる 事業の実施 に当たり、 民間などに 適当な事業 主体はない か。	①法人の 経営は健全 かつ安定し たものとな っているか 。	②法人は 将来的な財 務上のリス クを抱えて いないか。	③法人の 組織規模は 小規模なも のとなってい ないか。	④法人職 員の年齢構 成に偏りな い。	①県の関 与は法令等 で定められ た義務的な ものか。	②県は引 き続き法人 が実施する 事業に関与 する必要は あるか。	③県への 依存度合い （財政負担 割合・人的 支援割合） は高いもの となってい ないか。	④県にと って将来的 な財政リス クはないか 。
（公財）埼玉県産業振興公社	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○
（公社）埼玉県農林公社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×
埼玉県道路公社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×
埼玉県土地開発公社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×
（一財）埼玉県河川公社	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×
（株）さいたまアリーナ	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
（公財）埼玉県公園緑地協会	○	○	×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○
埼玉県住宅供給公社	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×
（株）さいたまリバーフロンティア	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○
（公財）埼玉県下水道公社	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
（公財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×	○